

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部令第9号）及び札幌大学学則（以下「学則」という。）第57条、札幌大学大学院学則（以下「大学院学則」）第33条の定めにより、札幌大学（以下「本学」という。）における学位の授与のために必要な事項について定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

3 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

(修士論文の提出)

第3条 修士論文は、研究科の指定する期間内に学長に提出するものとする。ただし、特定課題研究の成果の提出をもって論文の提出に代えることができる。

2 論文は、正本1部、副本2部及び論文要旨3部を提出するものとする。

3 論文審査のため必要があるときは、参考資料の提出を求めることがある。

(審議の依頼)

第4条 前条の論文の提出があったとき、学長は研究科委員会にその可否の審議を依頼する。

(審査委員)

第5条 審査の依頼を受けた研究科委員会は、原則として専任教員のうちから3人の審査委員（主査1人、副査2人）を選出し、審査を行わしめる。ただし、副査1人については大学院学則第32条第2項によることができる。

(論文審査)

第6条 論文審査は、提出者との口頭試問によって行う。必要があれば、その他の方法を加えることができる。

(審査報告)

第7条 審査委員は、修士論文の審査結果を速やかに研究科委員会に報告しなければならない。

(審議)

第8条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、修士論文の可否について審議し、学長に報告する。

第9条及び第10条 削除

(学位の取消し)

第11条 学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、学長は協議会又は研究科委員会の議を踏まえ、授与した学位を取消すことがある。

(1) 学位の授与を受けるために不正行為を働いたこと

(2) 学位の名誉を汚したこと

(所管)

第12条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成11年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月8日から施行する。

学校法人札幌大学入学（出願）に関する規程

平成27年10月1日  
制定

（趣旨）

第1条 この規程は、札幌大学学則第40条第2項の規定に基づき、入学の出願に係る提出の時期、方法、提出すべき書類等に関し必要な事項を定める。

（出願書類及び入学検定料）

第2条 入学を志願する者は、指定の期日までに次の各号に掲げる書類に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- （1） 入学志願票（本学所定の用紙）
- （2） 調査書
- （3） 推薦書
- （4） 志望理由書
- （5） 写真
- （6） その他必要な書類

2 前項第3号及び第4号の書類については、推薦入学を志願する者の提出書類とする。

3 既納の入学検定料は、返還しない。

（出願方法）

第3条 前条の出願書類及び入学検定料は、別に定める入学願書受付期間内に、本学指定の封筒による書留郵便で郵送しなければならない。

（所管）

第4条 この規程に関する事務の所管は、企画部入試・広報課とする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

（施行日）

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

（札幌大学入学の出願に関する規程及び札幌大学女子短期大学部入学の出願に関する規程の廃止）

2 この規程の施行に伴い、札幌大学入学の出願に関する規程及び札幌大学女子短期大学部入学の出願に関する規程は、廃止する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学に入学する者（以下「入学者」という。）の選抜に関し必要な事項を定める。

(入学者選抜)

第2条 入学者の選抜は、次の各号のいずれかの入学者選抜によって行う。

- (1) 学校推薦型選抜
- (2) 一般選抜
- (3) 総合型選抜

2 前項の入学者選抜の日程、出願資格及び選考方法は、別に定める。

(合格者の決定)

第3条 学長は、各校における所定の基準に基づき、入学者選抜の結果を検討し、合格者を決定する。

(合格者の公示)

第4条 前条の合格者については、本学ホームページに公示するとともに、本人に通知する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が決定する。

(所管)

第6条 この要領に関する事務の所管は、企画部入試・広報課とする。

附 則

この規程は、令和2年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

この規程の制定に伴い、「学校法人札幌大学入学（選抜）に関する規程（平成7年4月1日施行）」は、令和2年10月14日廃止する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則第42条第3項の規定に基づき、入学手続に関し必要な事項を定める。

(手続)

第2条 合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める学費等を納入し、次の各号に掲げる書類を提出して手続をしなければならない。

- (1) 卒業証明書
- (2) 学生調書(別記第1号様式)
- (3) 誓約書及び保証書(別記第2号様式)
- (4) その他必要な書類

(許可)

第3条 学長は、前条の入学の手続を完了した者に、入学を許可する。

(身元保証人)

第4条 入学の手続に際して、身元保証人を立てなければならない。

- 2 身元保証人は、父兄又はこれに代わる者とする。
- 3 前2項の身元保証人は、学生の身分上、金銭上の一切の責任を負うものとする。

(入学辞退)

第5条 入学の許可を受けた者で、入学を辞退する者は、所定の手続をしなければならない。

- 2 前項の手続をした者は、本学が指定する期日までに、学費等納付金返還願を提出した場合に限り、所定の学費等を返還する。

(入学許可の取り消し)

第6条 入学を許可された者が、正当の理由なくして指定の期日までに手続をとらないときは、入学許可を取り消すものとする。

(身元保証人の異動)

第7条 身元保証人が死亡したとき、又は変更しようとするときは、速やかに届けなければならない。

- 2 身元保証人が氏名を改め、又は住所を変更したときは、速やかに届けなければならない。

(所管)

第8条 この規程に関する所管は、学務部入試課とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、令和2年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

この規程の制定に伴い、「学校法人札幌大学入学(手続)に関する規程(平成27年10月1日制定)」は、令和2年10月14日に廃止する。

（趣旨）

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「大学学則」という。）第43条第3項の規定に基づき、再入学に関し必要な事項を定める。

（資格）

第2条 再入学することのできる者は、大学学則第49条及び短大学則第25条の定めにより退学した者で、再入学後成業の見込みがある者とする。

（時期）

第3条 再入学の時期は、学年の始めとする。

（年次）

第4条 再入学の年次は、退学時の修了学年の次年次とする。

（出願）

第5条 再入学を希望する者は、指定の期日までに次の各号に掲げる書類に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める再入学試験料を添えて、学長に願い出なければならない。

- （1）願書（本学所定のもの）
- （2）成績証明書
- （3）退学証明書
- （4）健康診断書（本学所定のもの）
- （5）その他、本学が必要とする書類、証明書等

（選考）

第6条 札幌大学の選考の基準は、教育研究協議会の意見を聴き、学長が定める。

（手続及び許可）

第7条 選考の結果合格の通知を受けた者は、指定の期日までに学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める学費を納入し、再入学に必要な手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に再入学を許可する。

（単位の認定）

第8条 退学する前に既に修得した授業科目及び単位については、すべて認定する。

（所管）

第9条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

（札幌大学再入学規程及び札幌大学女子短期大学部再入学規程の廃止）

2 この規程の施行に伴い、札幌大学再入学規程及び札幌大学女子短期大学部再入学規程は、廃止する。

（趣旨）

第1条 この規程は、札幌大学学則第43条第3項の規定に基づき、編入学に関し必要な事項を定める。

（資格）

第2条 編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当している者とする。

（1） 3年次編入

- ア 大学、短期大学（外国の短期大学及び外国の短期大学相当として指定された学校を含む）、高等専門学校を卒業した者
- イ 大学に2年以上在学し、60単位以上を修得し、退学した者
- ウ 外国において学校教育による14年以上の課程を修了した者
- エ 修業年限が2年以上で、総授業時間が1,700時間以上の専修学校の専門課程を修了した者
- オ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校を含む）の専攻科の課程を修了した者

（2） 2年次編入

- ア 大学、短期大学（外国の短期大学及び外国の短期大学相当として指定された学校を含む）、高等専門学校を卒業した者
- イ 大学に1年以上在学し、30単位以上を修得し、退学した者
- ウ 外国において学校教育による13年以上の課程を修了した者
- エ 修業年限が2年以上で、総授業時間が1,700時間以上の専修学校の専門課程を修了した者
- オ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校を含む）の専攻科の課程を修了した者

（時期）

第3条 編入学の時期は、学年の始めとする。

（年次）

第4条 編入学の年次は、3年次又は2年次とする。

（出願）

第5条 編入学を希望する者は、指定の期日までに次の各号に定める書類に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める編入学試験料を添えて、学長に願い出なければならない。

- （1） 願書（本学所定のもの）
- （2） 成績証明書
- （3） 次のうちいずれか1通  
卒業証明書、卒業見込証明書、退学証明書
- （4） 健康診断書（本学所定のもの）
- （5） その他、本学が必要とする書類、証明書等

（選考）

第6条 選考の基準は、教育研究協議会の意見を聴き、学長が定める。

（手続及び許可）

第7条 選考の結果、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める学費を納入し、編入学に必要な手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に編入学を許可する。

（単位の認定）

第8条 既に修得した授業科目及び単位については、選考の結果をふまえ、学長が認定する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

（所管）

第10条 この規程に関する所管は、学務部教務課とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)  
この規程は、令和3年8月4日から施行する。

（趣旨）

第1条 この規程は、札幌大学学則第43条第3項の規定に基づき、転入学に関し必要な事項を定める。

（資格）

第2条 転入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当している者とする。

- （1） 3年次への転入学は、他の大学に2年以上在学し、60単位以上を修得した者
- （2） 2年次への転入学は、他の大学に1年以上在学し、30単位以上を修得した者

（時期）

第3条 転入学の時期は、学年の始めとする。

（年次）

第4条 大学の転入学の年次は、2年次又は3年次とする。

（出願）

第5条 転入学を希望する者は、指定の期日までに次の各号に掲げる書類に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める転入学試験料を添えて、学長に願い出なければならない。

- （1） 願書（本学所定のもの）
- （2） 成績証明書（現在履修中の科目は「履修中」と明記されたもの）
- （3） 在学証明書
- （4） 健康診断書（本学所定のもの）
- （5） 受験許可書
- （6） その他、本学が必要とする書類、証明書等

（選考）

第6条 選考の基準は、教育研究協議会の意見を聴き、学長が定める。

（手続及び許可）

第7条 選考の結果合格の通知を受けた者は、指定の期日までに学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める学費を納入し、転入学に必要な手続をしなければならない。

2 学長は前項の手続を完了した者に、転入学を許可する。

（単位の認定）

第8条 既に修得した授業科目及び単位の認定については、選考の結果をふまえ、学長が行う。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

（所管）

第10条 この規程に関する所管は、学務部教務課とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する

（札幌大学転入学規程及び札幌大学女子短期大学部転入学規程の廃止）

2 この規程の施行に伴い、札幌大学転入学規程及び札幌大学女子短期大学部転入学規程は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和3年8月4日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則第52条第2項及び札幌大学大学院学則（以下「大学院学則」）第29条第2項の規定に基づき、研究生として入学する者に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 札幌大学地域共創学群（以下「学群」という。）の研究生は、次の各号のいずれかに該当し、学群において特定の分野を研究する目的を持つ者で、研究生認定試験に合格した者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者

(2) 外国において学校教育による16年の課程を終了した者

2 札幌大学大学院（以下「大学院」という。）の研究生は、修士の学位取得又はこれと同等以上の学力を有する者で、特定の分野を研究する目的を持つ者で、研究生認定試験に合格した者とする。

(出願手続)

第3条 研究生として出願する者は、次の各号に定める書類に学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める研究生認定料を添えて、学長に願出しなければならない。

(1) 入学願書（本学所定のもの）

(2) 履歴書（写真貼付）

(3) 研究計画書（本学所定のもの）

(4) 最終学校の成績証明書及び最終学校の卒業（見込）証明書。大学院においては、学位取得（見込）証明書

(5) 健康診断書

(6) その他、本学が必要とする書類・証明書等

(入学許可)

第4条 研究生の入学は、志望する指導教員の意見をふまえ、学長が許可する。

(入学手続及び研究料)

第5条 研究生として入学を許可された者は、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める研究料等を納入し、入学に必要な手続を行わなければならない。

(入学時期)

第6条 研究生の入学時期は、学期の始めとする。

(研究期間)

第7条 学群の研究生の研究期間は、半年又は1年とする。

2 大学院の研究生の研究期間は、原則1年とする。ただし秋学期入学の場合は、半年間の研究期間を認める。

3 研究生が研究期間の延長を願出たときは、これを許可することがある。ただし、大学院においては、同一研究科について、2年を超えないものとする。

(研究の方法)

第8条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事するものとする。

(授業への出席)

第9条 研究生は、指導教員が必要と認めた場合、当該授業科目担当教員の許可を得て当該授業に出席することができる。

2 前項の授業科目について単位を修得しようとする場合は、別に定める札幌大学科目等履修生に関する規程による手続を経なければならない。

(退学)

第10条 研究生が退学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第11条 正当な理由なく研究活動を怠り、研究生としてふさわしくないと認められたときは、学長が除籍する。

(所管)

第12条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する

(札幌大学研究生規程、札幌大学大学院研究生規程及び札幌大学女子短期大学部研究生規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学研究生規程、札幌大学大学院研究生規程及び札幌大学女子短期大学部研究生規程は、廃止する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「学則」という。）第27条第2項の規定に基づき、履修に関し必要な事項を定める。

(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、専門科目及び基盤教育科目に分ける。

2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分け各年次に配当する。

3 授業科目及びその配当年次は、学則第27条別表に定める各教育課程表による。

(外国人留学生に関する授業科目)

第2条の2 外国人留学生の教育にかかわり、留学生科目を基盤教育科目に置く。

2 外国人留学生は、学則第56条に定める卒業要件として修得すべき単位数のうち、日本語科目を外国語科目として、卒業必要単位数に替えることができる。

(単位数)

第3条 各授業科目の単位数は、学則第27条別表に定める。

第4条 削除

(卒業の要件)

第5条 大学に4年以上在学し、別表第1に定める単位を修得しなければならない。

(他の大学等で修得した単位の取扱い)

第6条 他の大学等で修得した単位の取扱いについては、別に定める。

(本学の他学部他学科で修得した単位の取扱い)

第7条 本学の他学部他学科で修得した単位の取扱いについては、別に定める。

(履修届)

第8条 履修届は、教育課程表及び時間割表に基づき、指定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の手續をしない授業科目は、受講することはできない。

(既修得科目の履修)

第9条 既に修得した授業科目を再び履修することはできない。

(上級年次科目の履修)

第10条 上級年次に配当されている授業科目を履修することはできない。

(受講制限)

第11条 各講義は、その内容等により、受講資格を限定し、受講人員を制限することがある。

(重複履修)

第12条 同一時間内に開講されている二以上の授業科目を同時に履修することはできない。

(履修科目の変更)

第13条 履修科目の変更及び追加は、指定された期間に行うことができる。

(履修放棄)

第14条 履修科目を放棄するときは、指定の期間に、所定の履修放棄届にその理由を明記のうえ提出しなければならない。

2 放棄の時期は春学期1回及び秋学期1回とし、その期間については、その都度掲示する。

(年次別履修限度単位数)

第15条 各年次で年間又は学期に履修できる最高単位数は、別表第2のとおりとする。

2 前項の単位数には、教職に関する科目、学芸員の資格を得させるための授業科目及び自由科目は含まない。

(授業時間)

第16条 授業時間は、次のとおりとする。

1 講時 9:00～10:30

2 講時 10:40～12:10

3 講時 13:00～14:30

4 講時 14:40～16:10

5 講時 16 : 20 ~ 17 : 50

(試験)

第17条 履修登録した授業科目については、学業成績を考査するため試験を行う。

第18条 削除

(G P A)

第18条の2 学則第26条に定める学業成績による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点 (Grade Point Average、以下、「G P A」という。) を用いる。

2 前項に定めるG P Aは、学業成績のうち、A Aにつき4.0、Aにつき3.0、Bにつき2.0、Cにつき1.0、D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。

3 G P A算出の対象としない授業科目については、別表第3のとおりとする。

(卒業留年)

第19条 卒業留年は、卒業年次生で第5条に定める要件に基づき、学長が決定する。

2 卒業留年が決定した者の所属は、同一年次同一クラスとする。

(所管)

第20条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

(履修に関する規則の廃止)

2 この規程の施行に伴い、履修に関する規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和63年度以前の入学生においては、第2条第1項はなお従前の例により、第2条の3及び第4条第2項は適用しない。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度以前入学生は、第18条の2にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年度以前入学生は、進級の要件及び進級留年について、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度以前入学生は、第2条第1項、第2条の2第1項及び第18条の2にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月8日から施行する。

別表第1 卒業に必要な単位数

(1)

	経済学 専攻	経営学 専攻経営 ・会計 コース	経営学 専攻情報 経営 コース	法学専 攻	英語専 攻	ロシア 語専攻	歴史文 化専攻	日本 語・日本 文化専 攻	スポー ツ文化 専攻	リベラ ルアー ツ専攻
専 門 科 目	62単位 以上 (自専 攻科目 50単位 以上(必 修10単 位を含 む)、ゼ ミナー ル科目 8単位 以上(ゼ ミナー ルVI含 む)を 含む)大 学の定 める専 攻を修 了する こと	62単位 以上 (自専 攻科目 50単位 以上(必 修30単 位を含 む)、ゼ ミナー ル科目 8単位 以上(ゼ ミナー ルVI含 む)を 含む)大 学の定 める専 攻を修 了する こと	62単位 以上 (自専 攻科目 50単位 以上(必 修30単 位、デー タベー ス論、経 営情報 論、コン ピュー タ・ネッ トワー ク論、情 報シス テム構 築、画像 処理、ネ ットワ ーク社 会論か ら6単 位を含 む)、ゼ ミナー ル科目 8単位 以上(ゼ ミナー ルVI含 む)を 含む)大 学の定 める専 攻を修 了する こと	62単位 以上 (自専 攻科目 50単位 以上(必 修26単 位を含 む)、ゼ ミナー ル科目 8単位 以上(ゼ ミナー ルVI含 む)を 含む)大 学の定 める専 攻を修 了する こと	62単位 以上 (自専 攻科目 50単位 以上(必 修36単 位、 Advance d Reading 、 Academi c Writing 、 Practic al English V、 Practic al English VIのう ちから 2単位 を含 む)、ゼ ミナー ル科目 8単位 以上(ゼ ミナー ルVI含 む)を 含む)大 学の定 める専 攻を修 了する こと	62単位 以上 (自専 攻科目 50単位 以上(必 修28単 位を含 む)、ゼ ミナー ル科目 8単位 以上(ゼ ミナー ルVI含 む)を 含む)大 学の定 める専 攻を修 了する こと	62単位 以上 (自専 攻科目 50単位 以上(必 修28単 位を含 む)、ゼ ミナー ル科目 8単位 以上(ゼ ミナー ルVI含 む)を 含む)大 学の定 める専 攻を修 了する こと	62単位 以上 (自専 攻科目 50単位 以上(必 修28単 位を含 む)、ゼ ミナー ル科目 8単位 以上(ゼ ミナー ルVI含 む)を 含む)大 学の定 める専 攻を修 了する こと	62単位 以上 (自専 攻科目 50単位 以上(必 修28単 位を含 む)、ゼ ミナー ル科目 8単位 以上(ゼ ミナー ルVI含 む)を 含む)大 学の定 める専 攻を修 了する こと	62単位 以上 (自専 攻科目 50単位 以上(選 択【基本 科目】24 単位以 上を含 む)、ゼ ミナー ル科目 8単位 以上(ゼ ミナー ルVI含 む)を 含む)大 学の定 める専 攻を修 了する こと
基 盤	38単位 以上	38単位 以上	38単位 以上	38単位 以上	38単位 以上	38単位 以上	38単位 以上	38単位 以上	38単位 以上	38単位 以上

教育科目	(外国語一言語4単位以上を含む)										
合計	124単位以上										

(2)

(平成31年度入学生に適用)

	経済学専攻	地域創生専攻	経営学専攻経営・会計コース	経営学専攻情報経営コース	法学専攻	現代政治専攻	英語専攻	ロシア語専攻	歴史文化専攻	日本語・日本文化専攻	中国語・中国文化専攻	異文化コミュニケーション専攻	スポーツ文化専攻	リベラルアーツ専攻
専門科目	62単位以上 (自専攻科目50単位以上(必修28単位を含む)、ゼミナール科目8単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	62単位以上 (自専攻科目50単位以上(必修28単位を含む)、ゼミナール科目8単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	62単位以上 (自専攻科目50単位以上(必修30単位を含む)、自専攻ゼミナール科目8単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	62単位以上 (自専攻科目50単位以上(必修30単位、データベース論、経営情報論、コンピュータネットワーク論、情報システム構築、画像処理、ネットワーク	62単位以上 (自専攻科目50単位以上(必修26単位を含む)、ゼミナール科目8単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	62単位以上 (自専攻科目50単位以上及びゼミナール科目8単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	62単位以上 (自専攻科目50単位以上、必修36単位、Advanced Reading、Academic Writing、Practical English V、Practical English VIのうちから2単位	62単位以上 (自専攻科目50単位以上、必修28単位を含む)、ゼミナール科目8単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	62単位以上 (自専攻科目50単位以上(必修28単位を含む)、ゼミナール科目8単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	62単位以上 (自専攻科目50単位以上(必修28単位を含む)、ゼミナール科目8単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	62単位以上 (自専攻科目50単位以上及びゼミナール科目8単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	62単位以上 (自専攻科目50単位以上(必修28単位を含む)、ゼミナール科目8単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	62単位以上 (自専攻科目50単位以上(選択【基本科目】24単位以上を含む)、ゼミナール科目8単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	

				ク社会論から6単位を含む)、ゼミナール科目8単位を含む)大学の定める専攻を修了すること			を含む)、ゼミナール科目8単位を含む)大学の定める専攻を修了すること							
基盤教育科目	38単位以上 (外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (外国語一言語4単位以上を含む)
合計	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上

(3)

(平成30年度入学生に適用)

	経済学専攻	地域創生専攻	経営学専攻経営・会計コース	経営学専攻情報経営コース	法学専攻	現代政治専攻	英語専攻	ロシア語専攻	歴史文化専攻	日本語・日本文化専攻	中国語・中国文化専攻	異文化コミュニケーション専攻	スポーツ文化専攻	リベラルアーツ専攻
専門科目	62単位以上 (自)	62単位以上 (自)	62単位以上 (自)											

専攻科目 40単位以上及び自己専攻ゼミナル科目12単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	専攻科目 40単位以上及び自己専攻ゼミナル科目12単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	専攻科目 40単位以上(必修30単位を含む)、自専攻ゼミナル科目12単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	専攻科目 40単位以上(必修30単位、産業情報論、データベース論、経営情報論、情報処理応用、コンピュータネットワーク論、プログラミング、アルゴリズム論、情報通信論、情報システム構築、情報メディア論、画像処理、事業構想学、都市ステ	専攻科目 40単位以上(必修24単位、行政法I、刑法、商法Iの3科目から1科目を4単位を含む)、自専攻ゼミナル科目12単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	専攻科目 40単位以上及び自己専攻ゼミナル科目12単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	専攻科目 40単位以上、(必修24単位、Advanced Reading、Academic Writing、Discussion IIIのうちから2単位を含む)、自専攻ゼミナル科目12単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	専攻科目 40単位以上、(必修20単位、ロシア語研究A・B、現代ロシア語表現研究A・B、ロシア文学研究A・Bは、それぞれA又はBの3科目12単位を含む)、自専攻ゼミナル科目12単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	専攻科目 40単位以上(必修32単位を含む)、自専攻ゼミナル科目12単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	専攻科目 40単位以上(必修30単位を含む)、自専攻ゼミナル科目12単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	専攻科目 40単位以上及び自己専攻ゼミナル科目12単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	専攻科目 40単位以上(必修30単位を含む)、自専攻ゼミナル科目12単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	専攻科目 40単位以上(必修30単位を含む)、自専攻ゼミナル科目12単位を含む)大学の定める専攻を修了すること	専攻科目 40単位以上(選択【基本科目】24単位以上を含む)、自専攻ゼミナル科目12単位を含む)大学の定める専攻を修了すること
---	---	--	---	---	---	--	--	--	--	---	--	--	--

				ム論、 情報 と職 業、情 報セ キュ リテ ィ、 Webデ ザイ ン、 Webコ ンピ ュー テイ ング、 Webマ ーケ テイ ング 論か ら16 単位 を含 む)、 自専 攻ゼ ミナ ール 科目 12単 位を 含む) 大学 の定 める 専攻 を修 了す ること				と						
基 盤 教 育 科 目	38単 位以 上 (入 門演 習2 単位、 基礎	38単 位以 上 (入 門演 習2 単位、 基礎	38単 位以 上 (入 門演 習2 単位、 基礎	38単 位以 上 (入 門演 習2 単位、 基礎	38単 位以 上 (入 門演 習2 単位、 基礎	38単 位以 上 (入 門演 習2 単位、 基礎	38単 位以 上 (入 門演 習2 単位、 基礎	38単 位以 上 (入 門演 習2 単位、 基礎	38単 位以 上 (入 門演 習2 単位、 基礎	38単 位以 上 (入 門演 習2 単位、 基礎	38単 位以 上 (入 門演 習2 単位、 基礎	38単 位以 上 (入 門演 習2 単位、 基礎	38単 位以 上 (入 門演 習2 単位、 基礎	38単 位以 上 (入 門演 習2 単位、 基礎

	演習 2単 位、外 国語 一言 語4 単位 以上 を 含 む)												
合 計	124単 位以 上												

(4)

(平成25—29年度入学生に適用)

	経済 学専 攻	地域 創生 専攻	経営 学専 攻 経営・会 計コ ース	経営 学専 攻 情報経 営コ ース	法学 専攻	現代 政治 専攻	英語 専攻	ロシ ア語 専攻	歴史 文化 専攻	日本 語・日 本文 文化 専攻	中国 語・中 国文 化専 攻	異文 化コ ミュ ニケ ーシ ョン 専攻	スポ ーツ 文化 専攻	現代 教養 専攻
専 門 科 目	62単 位以 上 (自 専攻 科目 40単 位以 上及 び自 専攻 ゼミ ナール 科目 12単 位を 含 む)大 学の 定め る専 攻を 修了 する こと	62単 位以 上 (自 専攻 科目 40単 位以 上及 び自 専攻 ゼミ ナール 科目 12単 位を 含 む)大 学の 定め る専 攻を 修了 する こと	62単 位以 上 (自 専攻 科目 40単 位以 上(必 修30 単位 を 含 む)、 自専 攻ゼ ミナ ール 科目 12単 位を 含 む)大 学の 定め る専 攻を 修了 する こと	62単 位以 上 (自 専攻 科目 40単 位以 上(必 修30 単位 、 産業 情報 論、デ ータ ベー ス論、 経営 情報 論、情 報処 理応 用、コ ンピ ュー タネ	62単 位以 上 (自 専攻 科目 40単 位以 上(必 修24 単位 、 行政 法I、 刑法、 商法 Iの 3科 目か ら1 科目 4単 位を 含 む)、 自専 攻ゼ	62単 位以 上 (自 専攻 科目 40単 位以 上及 び自 専攻 ゼミ ナール 科目 12単 位を 含 む)大 学の 定め る専 攻を 修了 する こと	62単 位以 上 (自 専攻 科目 40単 位以 上、 (必 修24 単位、 Advan ced Readi ng、 Acade mic Writi ng、 Discu ssion IIIの うち から 2単	62単 位以 上 (自 専攻 科目 40単 位以 上、 (必 修20 単位、 ロシ ア語 研究 A・ B、現 代ロ シア 語表 現研 究 A・ B、ロ シア 文学	62単 位以 上 (自 専攻 科目 40単 位以 上(必 修32 単位 を 含 む)、 自専 攻ゼ ミナ ール 科目 12単 位を 含 む)大 学の 定め る専 攻を 修了 する こと	62単 位以 上 (自 専攻 科目 40単 位以 上及 び自 専攻 ゼミ ナール 科目 12単 位を 含 む)大 学の 定め る専 攻を 修了 する こと	62単 位以 上 (自 専攻 科目 40単 位以 上及 び自 専攻 ゼミ ナール 科目 12単 位を 含 む)大 学の 定め る専 攻を 修了 する こと	62単 位以 上 (自 専攻 科目 40単 位以 上(必 修30 単位 を 含 む)、 自専 攻ゼ ミナ ール 科目 12単 位を 含 む)大 学の 定め る専 攻を 修了 する こと	62単 位以 上 (自 専攻 科目 40単 位以 上及 び自 専攻 ゼミ ナール 科目 12単 位を 含 む)大 学の 定め る専 攻を 修了 する こと	

			了す ること	ネットワーク論、プログラミング、アルゴリズム論、情報通信論、情報システム構築、情報メディア論、画像処理、事業構想学、都市システム論、情報と職業、情報セキュリティ、Webデザイン、Webコンピューティング、Webマーケティング論から16	ミナール科目12単位を含む)大学の定める専攻を了すること			位を含む)、専攻ゼミナール科目12単位を含む)大学の定める専攻を了すること	研究A・Bは、それぞれA又はBの3科目12単位を含む)、専攻ゼミナール科目12単位を含む)大学の定める専攻を了すること	了す ること	了す ること			了す ること
--	--	--	-----------	---	------------------------------	--	--	---------------------------------------	---	-----------	-----------	--	--	-----------

				単位を含む)、 自専攻ゼミナール科目 12単位を含む) 大学の定める専攻を修了すること										
基盤教育科目	38単位以上 (入門演習2単位、基礎演習2単位、外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (入門演習2単位、基礎演習2単位、外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (入門演習2単位、基礎演習2単位、外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (入門演習2単位、基礎演習2単位、外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (入門演習2単位、基礎演習2単位、外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (入門演習2単位、基礎演習2単位、外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (入門演習2単位、基礎演習2単位、外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (入門演習2単位、基礎演習2単位、外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (入門演習2単位、基礎演習2単位、外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (入門演習2単位、基礎演習2単位、外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (入門演習2単位、基礎演習2単位、外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (入門演習2単位、基礎演習2単位、外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (入門演習2単位、基礎演習2単位、外国語一言語4単位以上を含む)	38単位以上 (入門演習2単位、基礎演習2単位、外国語一言語4単位以上を含む)
合計	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上	124単位以上

別表第2 年次別履修限度単位数

(1)

(令和2年度以降入学生に適用)

学年	経済学専攻	経営学専攻 経営・会計コース	経営学専攻 情報経営コース	法学専攻	英語専攻	ロシア語専攻	歴史文化専攻	日本語・日本文化専攻	スポーツ文化専攻	リベラルアーツ専攻
1	春学期	春学期	春学期	春学期	春学期	春学期	春学期	春学期	春学期	春学期

	20 秋学期 20									
2	春学期 20 秋学期 20									
3	春学期 20 秋学期 20									
4	春学期 20 秋学期 20									

注1) 次の科目は、履修限度単位数に含めない。

- 1 教職に関する科目
- 2 学芸員の資格を得させるための授業科目
- 3 日本語教師養成課程に関する以下の開設科目  
「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
- 4 特別支援教育に関する以下の開設科目  
「知的障害者の心理・生理・病理」、「知的障害者の心理アセスメント」、「肢体不自由者の心理・生理・病理」、「病弱者の心理・生理・病理」、「知的障害教育論Ⅰ」、「知的障害教育論Ⅱ」、「肢体不自由教育論Ⅰ」、「肢体不自由教育論Ⅱ」、「病弱教育論」、「視覚障害者の心理・生理・病理」、「聴覚障害者の心理・生理・病理」、「視覚障害教育論」、「聴覚障害教育論」、「重複障害教育総論」、「教育実習」
- 5 体育実技
- 6 アクティブ研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ
- 7 キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ
- 8 ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ  
また、前セメスターのG P Aが2.5以上の場合、履修限度単位数を24単位とする。

(2)

(平成31年度入学生に適用)

学年	経済学専攻	地域創生専攻	経営学専攻 経営・会計コース	経営学専攻 情報経営コース	法学専攻	現代政治専攻	英語専攻	ロシア語専攻	歴史文化専攻	日本語・日本文化専攻	中国語・中国文化専攻	異文化コミュニケーション専攻	スポーツ文化専攻	リベラルアーツ専攻
1	春学期 20 秋学期 20													
2	春学期													

	20 秋学 期 20													
3	春学 期 20 秋学 期 20													
4	春学 期 20 秋学 期 20													

注1) 次の科目は、履修限度単位数に含めない。

- 1 教職に関する科目
  - 2 学芸員の資格を得させるための授業科目
  - 3 日本語教師養成課程に関する以下の開設科目  
「日本語教授法Ⅱ」、「日本語教材・教具論」、「日本語教育実習」
  - 4 特別支援教育に関する以下の開設科目「知的障害者の心理・生理・病理」、「知的障害者の心理アセスメント」、「肢体不自由者の心理・生理・病理」、「病弱者の心理・生理・病理」、「知的障害教育論Ⅰ」、「知的障害教育論Ⅱ」、「肢体不自由教育論Ⅰ」、「肢体不自由教育論Ⅱ」、「病弱教育論」、「視覚障害者の心理・生理・病理」、「聴覚障害者の心理・生理・病理」、「視覚障害教育論」、「聴覚障害教育論」、「重複障害教育総論」、「教育実習」
  - 5 体育実技
  - 6 スポーツ競技実習A・B
  - 7 学外研修A・B
  - 8 ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ
  - 9 キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ
- また、前セメスターのGPAが2.5以上の場合、履修限度単位数を24単位とする。

(3)

(平成30年度入学生に適用)

学年	経済学専攻	地域創生専攻	経営学専攻 経営・会計コース	経営学専攻 情報経営コース	法学専攻	現代政治専攻	英語専攻	ロシア語専攻	歴史文化専攻	日本語・日本文化専攻	中国語・中国文化専攻	異文化コミュニケーション専攻	スポーツ文化専攻	リベラルアーツ専攻
1	春学期 20 秋学期 20													
2	春学													

	期 20 秋学 期 20													
3	春学 期 20 秋学 期 20													
4	春学 期 20 秋学 期 20													

注1) 次の科目は、履修限度単位数に含めない。

- 1 教職に関する科目
  - 2 学芸員の資格を得させるための授業科目
  - 3 特別支援教育に関する以下の開設科目「知的障害者の心理・生理・病理」、「知的障害者の心理アセスメント」、「肢体不自由者の心理・生理・病理」、「病弱者の心理・生理・病理」、「知的障害教育論Ⅰ」、「知的障害教育論Ⅱ」、「肢体不自由教育論Ⅰ」、「肢体不自由教育論Ⅱ」、「病弱教育論」、「視覚障害者の心理・生理・病理」、「聴覚障害者の心理・生理・病理」、「視覚障害教育論」、「聴覚障害教育論」、「重複障害教育総論」、「教育実習」
  - 4 体育実技
  - 5 スポーツ競技実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
  - 6 学外研修A・B
  - 7 ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ
- また、前セメスターのGPAが2.5以上の場合、履修限度単位数を24単位とする。

(4)

(平成25—29年度入学生に適用)

学年	経済 学専 攻	地域 創生 専攻	経営 学専 攻 経営・会 計コ ース	経営 学専 攻 情報 経営 コ ース	法学 専攻	現代 政治 専攻	英語 専攻	ロシ ア語 専攻	歴史 文化 専攻	日本 語・日 本文 文化 専攻	中国 語・中 国文 化専 攻	異文 化コ ミュ ニケ ーシ ョン 専攻	スポ ーツ 文化 専攻	現代 教養 専攻
1	春学 期 20 秋学 期 20	春学 期 20 秋学 期 20	春学 期 20 秋学 期 20	春学 期 20 秋学 期 20	春学 期 20 秋学 期 20	春学 期 20 秋学 期 20	春学 期 20 秋学 期 20	春学 期 20 秋学 期 20	春学 期 20 秋学 期 20	春学 期 20 秋学 期 20	春学 期 20 秋学 期 20	春学 期 20 秋学 期 20	春学 期 20 秋学 期 20	春学 期 20 秋学 期 20
2	春学 期 20	春学 期 20	春学 期 20	春学 期 20	春学 期 20	春学 期 20	春学 期 20	春学 期 20	春学 期 20	春学 期 20	春学 期 20	春学 期 20	春学 期 20	春学 期 20

	秋学期 20													
3	春学期 20 秋学期 20													
4	春学期 20 秋学期 20													

注1) 次の科目は、履修限度単位数に含めない。

- 1 教職に関する科目
- 2 社会教育主事の資格を得させるための授業科目
- 3 学芸員の資格を得させるための授業科目
- 4 特別支援教育に関する以下の開設科目「知的障害者の心理・生理・病理」、「知的障害者の心理アセスメント」、「肢体不自由者の心理・生理・病理」、「病弱者の心理・生理・病理」、「知的障害教育論Ⅰ」、「知的障害教育論Ⅱ」、「肢体不自由教育論Ⅰ」、「肢体不自由教育論Ⅱ」、「病弱教育論」、「視覚障害者の心理・生理・病理」、「聴覚障害者の心理・生理・病理」、「視覚障害教育論」、「聴覚障害教育論」、「重複障害教育総論」、「教育実習」
- 5 体育実技
- 6 スポーツ競技実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
- 7 学外研修A・B
- 8 ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ

また、前セメスターのGPAが2.5以上の場合、履修限度単位数を24単位とする。

別表第3 GPA算出の対象としない授業科目

(1)

(令和2年度以降入学生に適用)

専攻	対象とならない授業科目
経済学専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
経営学専攻経営・会計コース	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
経営学専攻情報経営コース	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」

法学専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
英語専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
ロシア語専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
歴史文化専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
日本語・日本文化専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
スポーツ文化専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
リベラルアーツ専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」

(2)

(平成31年度入学生に適用)

専攻	対象とならない授業科目
経済学専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
地域創生専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」

	本語教育実習」
経営学専攻経営・会計コース	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
経営学専攻情報経営コース	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
法学専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
現代政治専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
英語専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
ロシア語専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
歴史文化専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
日本語・日本文化専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
中国語・中国文化専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
異文化コミュニケーション専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目

	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
スポーツ文化専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」
リベラルアーツ専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
	日本語教師養成課程に関する次の科目 「日本語教授法Ⅱ」「日本語教材・教具論」「日本語教育実習」

(3)

(平成30年度入学生に適用)

専攻	対象とならない授業科目
経済学専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
地域創生専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
経営学専攻経営・会計コース	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
経営学専攻情報経営コース	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
法学専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
現代政治専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
英語専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
ロシア語専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
歴史文化専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
日本語・日本文化専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
中国語・中国文化専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
異文化コミュニケーション専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
スポーツ文化専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
リベラルアーツ専攻	教職に関する科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目

(4)

(平成25—29年度入学生に適用)

専攻	対象とならない授業科目
経済学専攻	教職に関する科目
	社会教育主事の資格を得させるための授業科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
地域創生専攻	教職に関する科目
	社会教育主事の資格を得させるための授業科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
経営学専攻経営・会計コース	教職に関する科目
	社会教育主事の資格を得させるための授業科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
経営学専攻情報経営コース	教職に関する科目
	社会教育主事の資格を得させるための授業科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
法学専攻	教職に関する科目
	社会教育主事の資格を得させるための授業科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
現代政治専攻	教職に関する科目
	社会教育主事の資格を得させるための授業科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
英語専攻	教職に関する科目
	社会教育主事の資格を得させるための授業科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
ロシア語専攻	教職に関する科目
	社会教育主事の資格を得させるための授業科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
歴史文化専攻	教職に関する科目
	社会教育主事の資格を得させるための授業科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
日本語・日本文化専攻	教職に関する科目
	社会教育主事の資格を得させるための授業科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
中国語・中国文化専攻	教職に関する科目
	社会教育主事の資格を得させるための授業科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
異文化コミュニケーション専攻	教職に関する科目
	社会教育主事の資格を得させるための授業科目

	学芸員の資格を得させるための授業科目
スポーツ文化専攻	教職に関する科目
	社会教育主事の資格を得させるための授業科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目
現代教養専攻	教職に関する科目
	社会教育主事の資格を得させるための授業科目
	学芸員の資格を得させるための授業科目

他の大学等の授業科目の履修に関する規程

昭和63年4月1日  
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「学則」という。）第28条第4項の規定に基づき、本学と協定を結んだ他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）の授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 他の大学等の授業科目を履修しようとする者は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 本学に1年以上在学している者
- (2) 学費等を完納している者

(申請)

第3条 他の大学等の授業科目を履修しようとする者は、指定の期日までに、当該他の大学等が定める書類を添えて、当該授業科目の履修願を学長に提出しなければならない。

第4条 削除

(許可)

第5条 授業科目の履修については、当該他の大学等との協議に従って学長が許可する。

(単位認定)

第6条 単位認定を受けようとする者は、指定の期日までに当該他の大学等の発行する単位修得成績証明書を添えて、単位認定願を学長に提出しなければならない。

2 前項の修得単位は、60単位を限度として本学において修得した単位とみなすことができる。

(履修の停止)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該他の大学等と協議のうえ、履修を停止することができる。

- (1) 学修の成果が期待できないと認められた者
- (2) 学生の本分に反する行為があったと認められた者

(所管)

第8条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月8日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学が設置する学校（以下、「本学」という。）の入学志願者のうち、学業優秀者の入学を奨励し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

(特待生の対象者及び定員)

第2条 特待生の対象者及び定員は、別表に定めるとおりとする。

(特待生候補者の認定)

第3条 学長は、理事長に対し、入学志願者の中から優秀な者を特待生候補者として推薦する。

2 理事長は、学長からの推薦をふまえ、特待生候補者を認定する。

(通知)

第4条 前条第2項の認定を受け、学長は、合格通知書とともに、特待生候補者に認定された旨を通知する。

(手続)

第5条 特待生候補者は、所定の期日までに入学手続きを行わなければならない。

2 特待生候補者の辞退等により生じた欠員の補充は行わない。

(入学許可)

第6条 学長は、前条の手続きを完了した者に、特待生として入学を許可する。

(学費の減免)

第7条 学長は、特待生に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める授業料を減免する。

2 減免する額及び減免期間は、別表のとおりとする。

3 特待生が札幌大学留学生に関する学務規程第2条に定める認定留学及び交換留学をするとき、前項の規定を適用する。

(資格の中断)

第8条 特待生が次の各号のいずれかに該当したとき、資格は中断する。

(1) 休学したとき。

(2) 成績が不良なとき。

2 入学後の特待生資格及び支援体制については、別に定める。

(資格の復活)

第9条 前条により資格中断中の者が、復学又は成績が向上したとき、学長は、資格の中断を解除し、資格の復活をすることができる。

(資格の喪失)

第10条 特待生が次の各号のいずれかに該当したとき、資格は喪失する。

(1) 前条により資格の復活をした者が、再び成績が不良なとき。

(2) 退学したとき。

(3) 除籍になったとき。

(4) 辞退したとき。

(5) 学則その他の規則等に違反し、特待生として相応しくないと判断したとき。

(規程の所管)

第11条 この規程に関する事務の所管は、学務部学生課とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成18年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年度以前入学生は、第11条及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年12月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年度以前入学生は、第2条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

別表(第2条、第7条関係)

ア 特待生の対象者定員、授業料の減免額等

選抜制度	対象者	授業料の減免	定員	備考
一般選抜(A・B日程)	総合点の得点率が80%以上の者の中で成績上位者	減免額： ①授業料全額免除 ②授業料半額免除	対象となる各選抜制度(各日程)の募集人員の5%以内	1 特待生の人数は、授業料半額免除者は1/2として計算する。 2 全額免除対象者は、得点率90%以上とする。
大学入学共通テスト利用選抜(A・B日程)	総合点の得点率が80%以上の者の中で成績上位者	減免期間： ①及び②原則最短修業年限		3 授業料の減免は、春学期及び秋学期の授業料に対し均等に行う。
一般選抜A日程ハイレベル(探求重視・英語重視)	合格者			
大学入学共通テスト利用選抜A日程ハイレベル・探求重視	合格者			
学校推薦型選抜 指定校制	全体の学修成績の状況が4.3以上ある審査合格者	①減免額：入学金相当額免除 ②減免金額：入学した年次	対象となる各選抜制度(各日程)の募集人員の3%以内	1 特待生の人数は、授業料半額免除者は1/2とし、入学金相当額免除は15人として計算する。
学校推薦型選抜 指定校制	対象となる資格を有する者	減免額：		2 授業料の減免は、春学期及び秋学期の授業料に対し均等に行う。
学校推薦型選抜 公募制		①授業料全額免除 ②授業料半額免除		3 対象となる、資格を有する者、授業料の減免額及び減免基準は下記イのとおりとする。
自己推薦選抜[資格][活動](A・B・C日程)		③入学金相当		

	額免除 減免期間： ①及び②原則 最短修業年 限 ③入学した年 次	
--	---	--

イ 特待生の対象とする資格等

選抜制度	対象資格等	授業料の減免額・減免基準		
		授業料全額免除	授業料半額免除	入学金相当額免除
学校推薦型選抜 指定校制	G T E C	1280以上	1080以上	840以上
学校推薦型選抜 公募制	実用英語技能検定（従来型）	1 級合格	準 1 級合格	2 級合格
自己推薦選抜 [資格] [活動]（A・B・C 日程）	実用英語技能検定（4技能）	2630以上	2304以上	1980以上
	T O E F L — i B T	91以上	82以上	53以上
	T O E I C	900以上	700以上	500以上
	I E L T S（日本 英語検定協会）	7.0以上	6.0以上	5.0以上
	通関士（財務省）		合格	
	簿記検定試験（日 本商工会議所）	1 級合格		2 級合格
	簿記能力検定試験（全国経理教育協会）	上級合格		1 級合格
	公認会計士（金融 庁）	合格	短答式合格	
	応用情報技術者 試験（経済産業 省）	合格		
	基本情報技術者 試験（経済産業 省）			合格

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、学校法人札幌大学特待生規程第10条第2項の規程に基づき、入学後の特待生資格及び支援体制に関して必要な事項を定める。

(努力義務)

第2条 特待生は、本学特待生制度の目的を十分に理解し、常に特待生としての自覚をもって行動する。

2 特待生は、本学の要請に応じて、各種行事及び学事運営等に協力するよう努める。

(資格の要件)

第3条 入学後の特待生資格は、1セメスター当たりの平均修得単位が15単位以上及び通算G P Aが2.7以上とする。

2 前項で使用する平均修得単位は、卒業要件科目の修得単位の累計に基づき算出する。また、G P Aは、G P A算出対象科目の修得単位の累計に基づき算出する。

3 認定留学及び交換留学期間中は、前項による資格要件の判断を行わない。

(支援体制)

第4条 アドバイザーは、セメスター毎に、年間30単位以上の単位修得をめざすように、指導を行う。

(資格の中断)

第5条 2期連続したセメスターで、第3条第1項に定める資格の要件を満たさないとき、学長は特待生の資格を中断する。

(資格の復活)

第6条 前条により資格を中断された者が、第3条第1項に定める資格の要件を満たしたとき、学長は特待生の資格を復活させることができる。

(資格の喪失)

第7条 前条により資格の復活をした者が、再び第5条に定める資格の中断に該当するときは、特待生の資格を喪失する。

(資格の辞退)

第8条 特待生の資格を辞退するときは、学長に特待生辞退願を提出しなければならない。

(要領の所管)

第9条 この要領に関する事務の所管は、学務部学生課とする。

(要領の改廃)

第10条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この施行細則は、平成18年2月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この施行細則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度以前入学生の資格要件は、第3条にかかわらずG P Aが学科・学年の上位10%以内で、かつ、1セメスターから当該セメスター終了までのG P A算出対象科目の修得単위를累計して、1セメスター当たりの平均修得単位が15単位以上であることを要件とする。

附 則

(施行期日)

1 この施行細則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度以前入学生は第4条、第5条、第6条及び第10条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この施行細則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度以前入学生は、第5条第1項第2号の規定にかかわらず「課外活動特待生 2期連続した Semester で、第3条第1項第2号に定める資格の要件を満たさないとき。」とする。

附 則

この施行細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和3年12月23日から施行する。

1 趣旨

この要領は、札幌大学学則第44条第3項の規定に基づき、休学の手続きについて必要な事項を定める。

2 願出

休学しようとする者は、身元保証人等と連署のうえ、休学願を事務局に提出しなければならない。

3 面談

- (1) 休学を願い出る学生は、アドバイザー教員等と面談をしなければならない。
- (2) 病気等やむを得ない理由により面談が困難な場合、電話等による確認も可とする。

4 許可

面談等の結果を踏まえて、学長が休学の可否を決定する。

5 所管

この要領に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

6 改廃

この要領の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月8日から施行する。

## 札幌大学復学の手続きに関する要領

平成27年4月1日  
制定

### 1 趣旨

この要領は、札幌大学学則第46条第3項の規定に基づき、復学の手続きについて必要な事項を定める。

### 2 願出

復学しようとする者は、身元保証人等と連署のうえ、復学願を事務局に提出しなければならない。期限までに復学願を事務局に提出しない者は、学則第50条第1項第4号を適用する。

### 3 許可

学長が復学の可否を決定する。

### 4 所管

この要領に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

### 5 改廃

この要領の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年3月8日から施行する。

## 札幌大学退学の手続きに関する要領

平成27年4月1日  
制定

### 1 趣旨

この要領は、札幌大学学則第49条第2項の規定に基づき、退学の手続きについて必要な事項を定める。

### 2 願出

退学しようとする者は、身元保証人等と連署のうえ、退学願を事務局に提出しなければならない。

### 3 面談

- (1) 退学を願い出る学生は、アドバイザー教員等と面談をしなければならない。
- (2) 病気等やむを得ない理由により面談が困難な場合、電話等による確認も可とする。

### 4 許可

面談等の結果を踏まえて、学長が退学の可否を決定する。

### 5 所管

この要領に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

### 6 改廃

この要領の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年3月8日から施行する。

## 札幌大学転学の手続きに関する要領

平成27年4月1日  
制定

### 1 趣旨

この要領は、札幌大学学則第47条第2項の規定に基づき、転学の手続きについて必要な事項を定める。

### 2 願出

転学しようとする者は、身元保証人等と連署のうえ、転学願を事務局に提出しなければならない。

### 3 面談

- (1) 転学を願い出る学生は、アドバイザー教員等と面談をしなければならない。
- (2) 病気等やむを得ない理由により面談が困難な場合、電話等による確認も可とする。

### 4 許可

面談等の結果を踏まえて、学長が転学の可否を決定する。

### 5 所管

この要領に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

### 6 改廃

この要領の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年3月8日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則第48条第3項の規定に基づき、学生の留学に関し必要な事項を定める。

(種類)

第2条 この規程に基づく留学の種類は、次に掲げる2種とする。

- (1) 認定留学 本人の学修上の理由による留学
- (2) 交換留学 本学と外国の大学との協定に基づく留学

(対象となる機関)

第3条 留学の対象となる機関は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学と協定を結んだ大学
- (2) 外国における正規の大学又はこれに相当する教育研究機関

(資格)

第4条 留学しようとする者は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

- (1) 本学に1年以上在学し、かつ留学先での学修に堪え得る者
- (2) 学費等を完納している者

(期間)

第5条 留学の期間は、1年以内を原則とする。

2 前項の期間は、在学年限に含めることができる。

(出願)

第6条 留学しようとする者は、留学をする1か月前までに所定の留学願を学長に提出しなければならない。

2 前項の留学願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 留学計画書(指定様式)
- (2) 成績証明書
- (3) 留学先のカリキュラム又はこれに代わる書類
- (4) その他本学が必要とする書類

(許可)

第7条 留学の許可は、学長が決定する。

2 交換留学生については、別に定める選考を経なければならない。

(計画の変更)

第8条 留学計画を変更しようとする者は、変更しようとする1か月前までに留学計画の変更願を学長に提出し許可を得なければならない。

(学費等)

第9条 留学先の機関に支払う学費等は、全額自己負担とする。ただし、交換留学生については、本学と当該大学との協定による。

(留学終了届及び単位の認定)

第10条 留学を終了した者は、速やかに所定の留学終了届に次に掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 留学先の成績証明書又はこれに代わる書類
- (2) 留学先の履修科目の時間数及び単位数を証明する書類
- (3) その他本学が必要とする書類

2 留学中に修得した単位の換算を希望する者は、単位の換算願を提出しなければならない。

(履修の特例)

第11条 学期の相違によって生ずる履修上の問題は、特殊性を考慮し、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 9月中に留学終了届を提出した者は、留学出発年の春学期に履修した科目を留学帰国年の秋学期から継続して履修することができる。

(2) 前号に定める継続履修をしようとする者は、留学前に所定の手続を経て置かなければならない。

(留学の取消し)

第12条 次の各号に掲げるいずれかに該当する者は、留学を取り消すことがある。

- (1) 学修の成果が期待できないと認められた者
- (2) 学生の本分に反する行為があったと認められた者
- (3) その他、留学の継続が困難な事由が発生したとき

(帰国勧告)

第13条 学長は、前条に定める留学の取消しを行う場合、または渡航先の環境等が悪化し、留学継続が困難と認められる場合は、帰国を勧告する。

2 勧告を受けて帰国した者は、速やかに所定の留学終了届を学長に提出しなければならない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和2年10月28日から施行する。

(札幌大学留学生に関する学務規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学留学生に関する学務規程は、廃止する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「学則」という。）第53条第2項及び札幌大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第27条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 札幌大学地域共創学群（以下「学群」という。）の科目等履修生として出願することのできる者は、学則第39条各号のいずれかに該当する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、高等学校の生徒は学群の科目等履修生として出願することができる（以下「高大連携受講生」という。）。

3 札幌大学大学院（以下「大学院」という。）の科目等履修生として出願することのできる者は、大学院学則第18条各号のいずれかに該当する者とする。

4 前項の規定にかかわらず、学群に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学が認めた者は、大学院の科目等履修生として出願することができる。

(出願手続)

第3条 科目等履修生として志願する者は、次の各号に定める書類に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める科目等履修生認定料を添え、学長に願い出なければならない。ただし、高大連携受講生については別に定める。

(1) 科目等履修生願書（本学所定のもの）

(2) 履歴書（本人の写真を貼付したもの）

(3) 最終学校の卒業証明書（卒業見込証明書）又は在籍期間等の証明書及び成績証明書

(4) 健康診断書

(5) その他本学が必要とする書類・証明書等

2 学群の科目等履修生の出願受付は、学年又は学期の前に行う。

3 大学院の科目等履修生の出願受付は、学年の前に行う。

(選考及び許可)

第4条 科目等履修生の選考及び許可は、履修上の取扱いを勘案、及び本学正規課程の学生の教育に支障がない場合に限り、学長が行う。

2 科目等履修生として許可された者は、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める科目等履修料その他の納付金を指定の日までに納入しなければならない。

3 高大連携受講生については、別に定める。

第5条 削除

第6条 削除

(履修手続)

第7条 科目等履修生は、学則に基づく履修届をしなければならない。

2 教育職員免許状の取得に係り教科及び教職に関する科目を履修する者は、前項のほか札幌大学教育職員免許状の取得に関する学務規程に定める手続を行わなければならない。

(履修期間)

第8条 科目等履修生の履修期間は、許可された当該年度の当該授業科目の実施期間とする。

2 科目等履修生として次年度に引き続くときは、改めて出願しなければならない。

(身分証明書)

第9条 科目等履修生には、本学所定の身分証明書を交付する。

(成績評価及び単位認定)

第10条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。

2 前項の単位修得について、本人の請求により単位修得証明書を交付する。

(科目等履修生の取消し)

第11条 科目等履修生が、その本分に反する行為があったときは、学長が科目等履修生の許可を取り

消す。

(学則の準用)

第12条 科目等履修生には、この規程に定めるもののほか学則を準用する。

(所管)

第13条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

(札幌大学聴講生規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学聴講生規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(札幌大学大学院科目等履修生規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学大学院科目等履修生規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月8日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「学則」という。）第54条第2項及び札幌大学大学院学則（以下「大学院学則」）第28条第2項の規定に基づき、札幌大学（以下「本学」という。）と他の大学、大学院又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との協定による特別科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(協定及び資格)

第2条 協定先は次の各号に定めるものとする。

(1) 札幌大学地域共創学群（以下「学群」という。）の協定先は、学群と協定を結んだ他の大学又は短期大学とする。

(2) 札幌大学大学院（以下「大学院」という。）の協定先は、大学院と協定を結んだ他の大学院とする。

2 特別科目等履修生の資格は、前項の各号に定めた他の大学等に所属する学生とする。

(受入時期)

第3条 特別科目等履修生の受け入れ時期は、学期の始めとする。

(出願)

第4条 特別科目等履修生を志願する者は、指定の期日までに当該他の大学等を通じて次の各号に定める書類に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める特別科目等履修生認定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(1) 願書（本学所定のもの）

(2) 履歴書（本人の写真を貼付したもの）

(3) 在学証明書

(4) 成績証明書

(5) 健康診断書

(6) 他の大学等の学長または所属研究科長の推薦書

(7) その他本学が必要とする書類及び証明書等

2 前項にかかわらず、特別科目等履修生認定料、提出書類等が協定に定められている場合は、協定によるものとする。

(許可)

第5条 前条により願い出があった者について、学長が特別科目等履修生として受け入れを許可する。

(特別科目等履修の期間)

第6条 特別科目等履修生の履修期間は、当該授業科目の実施期間とする。

(身分証明書)

第7条 特別科目等履修生には、本学所定の身分証明書を交付する。

(単位の認定)

第8条 特別科目等履修生が履修した授業科目については、試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。

2 前項により単位を認定した場合、本人の請求により単位修得証明書を交付する。

3 授業科目の試験・学業成績評価及び単位認定の取扱いは学則による。

(特別科目等履修許可の取消し)

第9条 学長は、特別科目等履修生がその本分に反する行為を行ったときは、特別科目等履修の許可を取り消す。

(身分喪失)

第10条 特別科目等履修生が、当該他の大学等の学生の身分を失ったときは、本学における特別科目等履修生の身分も失うものとする。

(特別科目等履修料等)

第11条 特別科目等履修生の特別科目等履修料等については、別に定める。

(学則の準用)

第12条 特別科目等履修生には、この規程に定めるもののほか学則を準用する。

(所管)

第13条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

(札幌大学特別聴講学生規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学特別聴講学生規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(札幌大学大学院特別科目等履修生規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学大学院特別科目等履修生規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月8日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則第55条第3項及び札幌大学大学院学則第30条第3項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において留学生とは、外国の国籍を有し、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する「留学」の在留資格を有する者又は入学後に「留学」の在留資格に変更できる者で、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学」という。）に入学を許可された者をいう。

(入学資格)

第3条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、本学が定める日本語能力等を有するものとする。

- (1) 札幌大学（以下「大学」という。）にあっては、外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者、札幌大学大学院（以下「大学院」という。）にあっては、外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者
- (3) その他大学にあっては、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者、大学院にあっては、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(出願)

第4条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて学長に願い出なければならない

- 2 入学の出願に係る提出時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(選抜)

第6条 入学者選抜の日程、出願資格及び選抜方法は別に定める。

- 2 学長は、本学における所定の基準に基づき、入学者選抜の結果を検討し、合格者を決定し、本人に通知する。

(入学手続及び入学許可)

第7条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可し、入学許可書を発行する。
- 3 入学手続に関する必要な事項は、別に定める。

(入学許可書の発行)

第8条 学長は、前条第2項に規定する入学を許可された者が必要とするときは、入学許可書を発行する。

(遵守事項)

第9条 留学生は、出入国管理及び難民認定法第2条の2（在留資格及び在留期間）及び第19条（在留）を遵守しなければならない。

- 2 前項に違反した者は、学長が本学の学則に基づく懲戒を行う。

(学則の準用)

第10条 留学生には、この規程に定めるもののほか本学の学則を準用する。

(所管)

第11条 この規程に関する事務の所管は、企画部国際交流課とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。  
(札幌大学外国人留学生規程及び札幌大学女子短期大学部外国人留学生規程の廃止)
- 2 この規程の施行に伴い、札幌大学外国人留学生規程及び札幌大学女子短期大学部外国人留学生規程は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「学則」という。）第58条第2項の規定に基づき、本学における教育職員（以下「教員」という。）免許状授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）の履修及び教員免許状の取得に関し必要な事項を定める。

(免許状の種類)

第2条 本学学群専攻において取得できる教員免許状の種類及び教科は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経営学専攻  
経営・会計コース  
高等学校教諭一種免許状 商業  
情報経営コース  
高等学校教諭一種免許状 情報
- (2) 法学専攻  
中学校教諭一種免許状 社会  
高等学校教諭一種免許状 公民
- (3) 英語専攻  
中学校教諭一種免許状 外国語（英語）  
高等学校教諭一種免許状 外国語（英語）
- (4) 歴史文化専攻  
中学校教諭一種免許状 社会  
高等学校教諭一種免許状 地理歴史
- (5) 日本語・日本文化専攻  
中学校教諭一種免許状 国語  
高等学校教諭一種免許状 国語
- (6) スポーツ文化専攻  
中学校教諭一種免許状 保健体育  
高等学校教諭一種免許状 保健体育  
特支一種一種免許状（知・肢・病）

(科目及び単位数)

第3条 教員免許状を取得しようとする者は、別表第1に定める当該免許状の種類及び免許教科に係る所要科目及び単位について、別表第3から別表第5に定める教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び大学が独自に設定する科目を履修しその単位を修得しなければならない。

- 2 教員免許状を取得しようとする者は、別表第6に定める教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を履修しその単位を修得しなければならない。
- 3 教員免許状を取得しようとする者は、自専攻専門科目62単位以上（ゼミナールⅠ・Ⅱを含む）を修得しなければならない。

(履修の資格)

第4条 教員免許状を取得しようとする者は、原則として別表第2に定める授業科目を履修しその単位を修得していなければならない。

- 2 別表第4に定める教育の基礎的理解に関する科目等の履修は、原則として2年次からとする。

(基礎資格)

第5条 教員免許状を取得する者は、学士の学位を有さなければならない。

(教育実習の制限)

第6条 教員免許状を取得しようとする者が、別表第4に定める教育実習を履修するに当たっては、本学及び実習校の事情により実習校への配当、実習生の指導等に困難がある場合又は履修者の単位修得状況、性行、生活態度等により、その履修を制限することがある。

- 2 教育実習を履修するためには、次のとおり修得していなければならない。

- (1) 教科に関する専門的事項に関する科目20単位以上を修得していること。
- (2) 経営学専攻、英語専攻、日本語・日本文化専攻、スポーツ文化専攻の学生は各教科の指導法Ⅰ・Ⅱの4単位を修得していること。法学専攻の学生は社会科・公民科指導法Ⅰ・Ⅱの4単位を修得していること。歴史文化専攻の学生は社会科・地理歴史科指導法Ⅰ・Ⅱの4単位を修得していること。
- (3) 教職論、教育原理、教育心理学、教育制度論、教育の方法及び技術（ICTの活用を含む）、教育課程論、生徒指導・進路指導論、特別支援教育入門、特別活動・総合的な学習の時間の指導法、教育相談の10科目20単位のうち7科目14単位以上を修得していること。

(履修の手続)

第7条 教員免許状を取得しようとする者が別表第3に定める各教科の指導法、別表第4に定める教育の基礎的理解に関する科目等及び別表第5に定める大学が独自に設定する科目を履修するときは、当該学期の始めに教職科目受講申込書に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める教職科目受講料を添えて提出し手続しなければならない。

第8条 削除

(免許状交付の申請手続)

第9条 教員免許状授与の所要資格を得た者が本学において当該免許状の交付を授与権者に申請するときは、次に掲げる書類を提出し手続しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与願（授与権者が定める様式。相当額の収入証紙貼付）
- (2) 学力に関する証明書（本学所定）
- (3) その他、必要とする証明書等

(免許状の交付)

第10条 前条により交付申請し授与された教員免許状については、当該申請者が本学所定の課程等を修めて卒業又は修了するときに交付する。

(所管)

第11条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成元年度以前入学生は、従前の例による。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。ただし、教育職員免許に係る「地理歴史」及び「公民」の教職課程については、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 経営学部産業情報学科平成12年度以前入学生の教員免許状の種類及び教科は、第2条第1項第5号の規定にかかわらず、「高等学校教諭一種免許状 商業」とする。

附 則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 文化学部日本語・日本文化学科及び比較学科平成18年度以前入学生は、第2条第1項第8号にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 経営学部ビジネスコミュニケーション学科及び法学部自治行政学科平成20年度以前入学生は、第2条第1項第5号及び第7号にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度以前入学生は、第2条の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年度以前入学生は、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則

この規程は、令和5年3月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年度以前入学生は、第2条、第6条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

別表第1 免許状の種類、免許教科及び取得要件

1ー(ア) 令和4年度以降入学生に適用

課程	免許状の種類		免許教科	教職免許法施行基準に定める科目区分	教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数		大学において修得することを必要とする最低単位	教職履修者必修科目
	高等学校	一種免			1以上	1以上		
経営学専攻 経営・会計 コース	高等学校	一種免	商業	① 商業の関係科目  ② 職業指導 ③ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1以上  1以上 4以上	計24	① 経営学基礎、基礎簿記、経営管理論、マーケティング概論、マーケティング戦略、財務会計 ② 職業指導論 ③ 商業科指導法Ⅰ、商業科指導法Ⅱ	
経営学専攻 情報経営 コース	高等学校	一種免	情報	① 情報社会・情報倫理  ② コンピュータ・情報処理(実習を含む。) ③ 情報システム(実習を含む。) ④ 情報通信ネットワーク(実習を含む。)	1以上  1以上 1以上 1以上		① 産業情報総論、産業情報各論、情報倫理基礎、情報倫理応用 ② プログラミング ③ データベース論、情報システム構築 ④ 情報通信論、コンピュータ・ネットワーク論	

				⑤ マルチメディア表現・技術（実習を含む。） ⑥ 情報と職業 ⑦ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	1 以上 1 以上 4 以上	計24	⑤ マルチメディア実習、情報メディア論、画像処理 ⑥ 情報と職業 ⑦ 情報科指導法Ⅰ、情報科指導法Ⅱ
法学専攻	中学校	一種免	社会	① 日本史・外国史 ② 地理学（地誌を含む。） ③ 「法学、政治学」 ④ 「社会学、経済学」 ⑤ 「哲学、倫理学、宗教学」 ⑥ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	1 以上 1 以上 1 以上 1 以上 1 以上 8 以上	計28	① 日本史概論Ⅰ、日本史概論Ⅱ、外国史（東洋史）A、外国史（東洋史）B、外国史（西洋史）A、外国史（西洋史）B ② 自然地理学Ⅰ、自然地理学Ⅱ、人文地理学、地誌学 ③ 法学、憲法Ⅰ（統治）、憲法Ⅱ（人権）、民法Ⅰ（総則）、民法Ⅲ（債権法）、国際法、政治理論 ④ マクロ経済学（基礎理論）、ミクロ経済学（基礎理論） ⑤ 哲学、倫理学 ⑥ 社会科・公民科指導法Ⅰ、社会科・公民科指導法Ⅱ、社会科・地理歴史科指導法Ⅰ、社会科・地理歴史科指導法Ⅱ
	高等学校	一種免	公民	① 「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 ② 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 ③ 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 以上 1 以上 1 以上		① 法学、憲法Ⅰ（統治）、憲法Ⅱ（人権）、民法Ⅰ（総則）、民法Ⅲ（債権法）、国際法、政治理論 ② 社会学、マクロ経済学（基礎理論）、ミクロ経済学（基礎理論） ③ 哲学、倫理学

				④ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	4以上	計24	④ 社会科・公民科指導法Ⅰ、社会科・公民科指導法Ⅱ
英語専攻	中学校	一種免	英語	① 英語学 ② 英語文学 ③ 英語コミュニケーション	1以上 1以上 1以上		① 英語学概論 ② 英語文学概論 ③ Practical English Ⅰ、Practical English Ⅱ、Practical English Ⅲ、Practical English Ⅳ、Pronunciation、Reading Ⅰ、Reading Ⅱ、Writing Ⅰ、Writing Ⅱ ④ Intercultural Study
				④ 異文化理解 ⑤ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1以上 8以上	計28	⑤ 英語科指導法Ⅰ、英語科指導法Ⅱ、英語科指導法Ⅲ、英語科指導法Ⅳ
	高等学校	一種免	英語	① 英語学 ② 英語文学 ③ 英語コミュニケーション	1以上 1以上 1以上		① 英語学概論 ② 英語文学概論 ③ Practical English Ⅰ、Practical English Ⅱ、Practical English Ⅲ、Practical English Ⅳ、Pronunciation、Reading Ⅰ、Reading Ⅱ、Writing Ⅰ、Writing Ⅱ ④ Intercultural Study
				④ 異文化理解 ⑤ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1以上 4以上	計24	⑤ 英語科指導法Ⅰ、英語科指導法Ⅱ

				活用を含む。)			
歴史文化専攻	中学校	一種免	社会	① 日本史・外国史 ② 地理学(地誌を含む。) ③ 「法学、政治学」 ④ 「社会学、経済学」 ⑤ 「哲学、倫理学、宗教学」 ⑥ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1以上 1以上 1以上 1以上 1以上 8以上	計28	① 日本史概論Ⅰ、日本史概論Ⅱ、外国史(東洋史)A、外国史(東洋史)B、外国史(西洋史)A、外国史(西洋史)B ② 自然地理学Ⅰ、自然地理学Ⅱ、人文地理学、地誌学 ③ 法学 ④ マクロ経済学(基礎理論)、ミクロ経済学(基礎理論) ⑤ 哲学、倫理学 ⑥ 社会科・地理歴史科指導法Ⅰ、社会科・地理歴史科指導法Ⅱ、社会科・公民科指導法Ⅰ、社会科・公民科指導法Ⅱ
	高等学校	一種免	地理歴史	① 日本史 ② 外国史 ③ 人文地理学・自然地理学 ④ 地誌 ⑤ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1以上 1以上 1以上 1以上 4以上	計24	① 日本史概論Ⅰ、日本史概論Ⅱ、日本北方史 ② 外国史(東洋史)A、外国史(東洋史)B、外国史(西洋史)A、外国史(西洋史)B ③ 人文地理学、自然地理学Ⅰ、自然地理学Ⅱ ④ 地誌学 ⑤ 社会科・地理歴史科指導法Ⅰ、社会科・地理歴史科指導法Ⅱ
日本語・日本文化専攻	中学校	一種免	国語	① 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) ② 国文学(国文学史を含む)	1以上 1以上		① 日本語概論、日本語表現論 ② 日本文学史A、日本文学史B、日本文

				む。) ③ 漢文学 1 以上 ④ 書道(書写を中心とする。) 1 以上 ⑤ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) 8 以上	計28	学概論A、日本文学概論B ③ 漢文学 ④ 書道 ⑤ 国語科指導法Ⅰ、国語科指導法Ⅱ、国語科指導法Ⅲ、国語科指導法Ⅳ
高等学校	一種免	国語	① 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 1 以上 ② 国文学(国文学史を含む。) 1 以上 ③ 漢文学 1 以上 ④ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) 4 以上	計24	① 日本語概論、日本語表現論 ② 日本文学史A、日本文学史B、日本文学概論A、日本文学概論B ③ 漢文学 ④ 国語科指導法Ⅰ、国語科指導法Ⅱ	
スポーツ文化専攻	中学校 一種免	保健体育	① 体育実技 1 以上 ② 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。) 1 以上 ③ 生理学(運動生理学を含む。) 1 以上 ④ 衛生学・公衆衛生学 1 以上 ⑤ 学校保健(小児保健、		① 体操・器械体操、陸上競技、水泳、武道A、武道B、ダンス、ゴール型球技A、ゴール型球技B、ネット型球技A、ネット型球技B、野球型球技 ② スポーツ哲学、スポーツ心理学、スポーツマネジメント、スポーツ社会学、運動学(バイオメカニクス)、スポーツ教育学 ③ 生理学(運動生理学を含む。) ④ 衛生学及び公衆衛生学 ⑤ 救急・応急処置演習、学校保健	

			精神保健、学校安全及び救急処置を含む。) ⑥ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	8以上	計28	⑥ 保健体育科指導法Ⅰ、保健体育科指導法Ⅱ、保健体育科指導法Ⅲ、保健体育科指導法Ⅳ	
高等学校	一種免	保健体育	① 体育実技  ② 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。) ③ 生理学(運動生理学を含む。) ④ 衛生学・公衆衛生学 ⑤ 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。) ⑥ 各教科の指導法(情報通信技術活用を含む。)	1以上  1以上  1以上  1以上  4以上		計24	① 体操・器械体操、陸上競技、水泳、武道A、武道B、ダンス、ゴール型球技A、ゴール型球技B、ネット型球技A、ネット型球技B、野球型球技 ② スポーツ哲学、スポーツ心理学、スポーツマネジメント、スポーツ社会学、運動学(バイオメカニクス)、スポーツ教育学 ③ 生理学(運動生理学) ④ 衛生学及び公衆衛生学 ⑤ 救急・応急処置演習、学校保健  ⑥ 保健体育科指導法Ⅰ、保健体育科指導法Ⅱ
特別支援学校	一種免		① 特別支援教育の基礎理論に関する科目 ② 特別支援教育領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児	2以上  16以上			① 特別支援教育総論  ② 知的障害者の心理・生理・病理、肢体不自由者の心理・生理・病理、病弱者の心理・生理・

			<p>童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p> <p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p> <p>③ 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</li> <li>・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</li> <li>・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</li> <li>・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</li> </ul> <p>④ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習</p>	<p>5 以上</p> <p>3 以上</p>	<p>計26</p>	<p>病理</p> <p>知的障害教育論Ⅰ、知的障害教育論Ⅱ、肢体不自由教育論Ⅰ、肢体不自由教育論Ⅱ、病弱教育論</p> <p>③ 視覚障害者の心理・生理・病理、聴覚障害者の心理・生理・病理</p> <p>視覚障害教育論、聴覚障害教育論</p> <p>重複障害教育総論、発達障害教育総論</p> <p>④ 教育実習</p>
--	--	--	---	-------------------------	------------	---

※基礎資格 (1) 学士の学位を有すること

(2) 中学校教諭の普通免許状を取得する者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例に関する法律（平成9年法律第90号）に基づく介護等体験についての証明を受けていること。

1-(イ) 平成31年度～令和3年度入学生に適用

課程	免許状の種類		免許教科	教職免許法施行基準に定める科目区分	教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数	大学において修得することを必要とする最低単位	教職履修者必修科目
経営学専攻 経営・会計 コース	高等学校	一種免	商業	① 商業の関係科目  ② 職業指導 ③ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	1以上  1以上 4以上	計24	① 経営学基礎、基礎簿記、経営管理論、マーケティング概論、マーケティング戦略、財務会計 ② 職業指導論 ③ 商業科指導法Ⅰ、商業科指導法Ⅱ
経営学専攻 情報経営 コース	高等学校	一種免	情報	① 情報社会・情報倫理  ② コンピュータ・情報処理（実習を含む。） ③ 情報システム（実習を含む。） ④ 情報通信ネットワーク（実習を含む。） ⑤ マルチメディア表現・技術（実習を含む。） ⑥ 情報と職業 ⑦ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	1以上  1以上 1以上 1以上 1以上 1以上 4以上	計24	① 産業情報総論、産業情報各論、情報倫理基礎、情報倫理応用 ② プログラミング  ③ データベース論、情報システム構築 ④ 情報通信論、コンピュータ・ネットワーク論 ⑤ マルチメディア実習、情報メディア論、画像処理 ⑥ 情報と職業 ⑦ 情報科指導法Ⅰ、情報科指導法Ⅱ

法学専攻	中学校	一種免	社会	① 日本史・外国史	1 以上	計28	① 日本史概論Ⅰ、日本史概論Ⅱ、外国史（東洋史）A、外国史（東洋史）B、外国史（西洋史）A、外国史（西洋史）B
				② 地理学（地誌を含む。）	1 以上		② 自然地理学Ⅰ、自然地理学Ⅱ、人文地理学、地誌学
				③ 「法学、政治学」	1 以上		③ 法学、憲法Ⅰ（統治）、憲法Ⅱ（人権）、民法Ⅰ（総則）、民法Ⅲ（債権法）、国際法、政治理論
				④ 「社会学、経済学」	1 以上		④ マクロ経済学（基礎理論）、ミクロ経済学（基礎理論）
				⑤ 「哲学、倫理学、宗教学」	1 以上		⑤ 哲学、倫理学
				⑥ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8 以上		⑥ 社会科・公民科指導法Ⅰ、社会科・公民科指導法Ⅱ、社会科・地理歴史科指導法Ⅰ、社会科・地理歴史科指導法Ⅱ
	高等学校	一種免	公民	① 「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1 以上	計24	① 法学、憲法Ⅰ（統治）、憲法Ⅱ（人権）、民法Ⅰ（総則）、民法Ⅲ（債権法）、国際法、政治理論
				② 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1 以上		② 社会学、マクロ経済学（基礎理論）、ミクロ経済学（基礎理論）
				③ 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 以上		③ 哲学、倫理学
				④ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4 以上		④ 社会科・公民科指導法Ⅰ、社会科・公民科指導法Ⅱ
英語専攻	中学校	一種免	英語	① 英語学	1 以上		① 英語学概論
				② 英語文学	1 以上		② 英語文学概論
				③ 英語コミュニケーション	1 以上		③ Practical EnglishⅠ、Practical

				④ 異文化理解 ⑤ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1 以上 8 以上	計28	English II、 Practical English III、 Practical English IV、 Pronunciation、 Reading I、 Reading II、 Writing I、 Writing II ④ Intercultural Study ⑤ 英語科指導法 I、 英語科指導法 II、英 語科指導法 III、英語 科指導法 IV
高等学校	一種 免	英語	① 英語学 ② 英語文学 ③ 英語コミュニケーション ④ 異文化理解 ⑤ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1 以上 1 以上 1 以上 1 以上 4 以上	計24	① 英語学概論 ② 英語文学概論 ③ Practical English I、 Practical English II、 Practical English III、 Practical English IV、 Pronunciation、 Reading I、 Reading II、 Writing I、 Writing II ④ Intercultural Study ⑤ 英語科指導法 I、 英語科指導法 II	
ロシア語 専攻	中学校	一種 免	ロシア語	① ロシア語学 ② ロシア文学 ③ ロシア語コミュニケーション	1 以上 1 以上 1 以上		① ロシア語文法、ロ シア語演習 I、ロシ ア語演習 II ② ロシア事情 B (文 学・文化)、ロシア 文学研究 ③ ロシア語作文、ロ シア語会話 I、ロシ ア語会話 II

				④ 異文化理解 ⑤ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1 以上 8 以上	計28	④ ロシア事情A(地域研究) ⑤ ロシア語科指導法Ⅰ、ロシア語科指導法Ⅱ、ロシア語科指導法Ⅲ、ロシア語科指導法Ⅳ
	高等学校	一種免	ロシア語	① ロシア語学 ② ロシア文学 ③ ロシア語コミュニケーション ④ 異文化理解 ⑤ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1 以上 1 以上 1 以上 1 以上 4 以上	計24	① ロシア語文法、ロシア語演習Ⅰ、ロシア語演習Ⅱ ② ロシア事情B(文学・文化)、ロシア文学研究 ③ ロシア語作文、ロシア語会話Ⅰ、ロシア語会話Ⅱ ④ ロシア事情A(地域研究) ⑤ ロシア語科指導法Ⅰ、ロシア語科指導法Ⅱ
歴史文化専攻	中学校	一種免	社会	① 日本史・外国史 ② 地理学(地誌を含む。) ③ 「法学、政治学」 ④ 「社会学、経済学」 ⑤ 「哲学、倫理学、宗教学」 ⑥ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1 以上 1 以上 1 以上 1 以上 1 以上 8 以上	計28	① 日本史概論Ⅰ、日本史概論Ⅱ、外国史(東洋史)A、外国史(東洋史)B、外国史(西洋史)A、外国史(西洋史)B ② 自然地理学Ⅰ、自然地理学Ⅱ、人文地理学、地誌学 ③ 法学 ④ マクロ経済学(基礎理論)、ミクロ経済学(基礎理論) ⑤ 哲学、倫理学 ⑥ 社会科・地理歴史科指導法Ⅰ、社会科・地理歴史科指導法Ⅱ、社会科・公民科指導法Ⅰ、社会科・公民科指導法Ⅱ
	高等学校	一種免	地理歴史	① 日本史	1 以上		① 日本史概論Ⅰ、日本史概論Ⅱ、日本北方史

				② 外国史	1 以上		② 外国史 (東洋史) A、外国史 (東洋史) B、外国史 (西洋史) A、外国史 (西洋史) B
				③ 人文地理学・自然地理学	1 以上		③ 人文地理学、自然地理学Ⅰ、自然地理学Ⅱ
				④ 地誌	1 以上		④ 地誌学
				⑤ 各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	4 以上	計24	⑤ 社会科・地理歴史科指導法Ⅰ、社会科・地理歴史科指導法Ⅱ
日本語・日本文化専攻	中学校	一種免	国語	① 国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1 以上		① 日本語概論、日本語表現論
				② 国文学 (国文学史を含む。)	1 以上		② 日本文学史A、日本文学史B、日本文学概論A、日本文学概論B
				③ 漢文学	1 以上		③ 漢文学
				④ 書道 (書道を中心とする。)	1 以上		④ 書道
				⑤ 各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	8 以上	計28	⑤ 国語科指導法Ⅰ、国語科指導法Ⅱ、国語科指導法Ⅲ、国語科指導法Ⅳ
	高等学校	一種免	国語	① 国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1 以上		① 日本語概論、日本語表現論
				② 国文学 (国文学史を含む。)	1 以上		② 日本文学史A、日本文学史B、日本文学概論A、日本文学概論B
				③ 漢文学	1 以上		③ 漢文学
				④ 各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	4 以上	計24	④ 国語科指導法Ⅰ、国語科指導法Ⅱ
スポーツ文化専攻	中学校	一種免	保健体育	① 体育実技	1 以上		① 体操・器械体操、陸上競技、水泳、武

				② 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） ③ 生理学（運動生理学を含む。） ④ 衛生学・公衆衛生学 ⑤ 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） ⑥ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	1 以上       1 以上      1 以上      8 以上	計28	道A、武道B、ダンス、ゴール型球技A、ゴール型球技B、ネット型球技A、ネット型球技B、野球型球技 ② スポーツ哲学、スポーツ心理学、スポーツマネジメント、スポーツ社会学、運動学（バイオメカニクス）、スポーツ教育学 ③ 生理学（運動生理学を含む） ④ 衛生学及び公衆衛生学 ⑤ 救急・応急処置演習、学校保健 ⑥ 保健体育科指導法Ⅰ、保健体育科指導法Ⅱ、保健体育科指導法Ⅲ、保健体育科指導法Ⅳ
高等学校	一種免	保健体育	① 体育実技       ② 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） ③ 生理学（運動生理学を含む。）	1 以上       1 以上      1 以上		① 体操・器械体操、陸上競技、水泳、武道A、武道B、ダンス、ゴール型球技A、ゴール型球技B、ネット型球技A、ネット型球技B、野球型球技 ② スポーツ哲学、スポーツ心理学、スポーツマネジメント、スポーツ社会学、運動学（バイオメカニクス）、スポーツ教育学 ③ 生理学（運動生理学を含む）	

			④ 衛生学・公衆衛生学 1以上 ⑤ 学校保健 (小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。) 1以上 ⑥ 各教科の指導法(情報通信技術活用を含む。) 4以上	計24	④ 衛生学及び公衆衛生学 ⑤ 救急・応急処置演習、学校保健 ⑥ 保健体育科指導法Ⅰ、保健体育科指導法Ⅱ
特別支援学校	一種免	特別支援教育に関する科目	① 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2以上 ② 特別支援教育領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 16以上 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 ③ 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 5以上 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法		① 特別支援教育総論 ② 知的障害者の心理・生理・病理、肢体不自由者の心理・生理・病理、病弱者の心理・生理・病理 知的障害教育論Ⅰ、知的障害教育論Ⅱ、肢体不自由教育論Ⅰ、肢体不自由教育論Ⅱ、病弱教育論 ③ 視覚障害者の心理・生理・病理、聴覚障害者の心理・生理・病理 視覚障害教育論、聴覚障害教育論

			に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 ④ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3以上	計26	重複障害教育総論、発達障害教育総論  ④ 教育実習
--	--	--	--	-----	-----	---------------------------------

※基礎資格 (1) 学士の学位を有すること

(2) 中学校教諭の普通免許状を取得する者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例に関する法律（平成9年法律第90号）に基づく介護等体験についての証明を受けていること。

1一(ウ) 平成30年度入学生に適用

課程	免許状の種類		免許教科	教職免許法施行基準に定める科目区分	教科に関する科目の最低修得単位数	大学において修得することを必要とする最低単位	教職履修者必修科目
経営学専攻 経営・会計 コース	高等学校	一種免	商業	① 職業の関連科目  ② 職業指導論	1以上  1以上	計20	① 経営学基礎、基礎簿記、経営管理論、マーケティング、財務諸表  ② 職業指導論
経営学専攻 情報経営 コース	高等学校	一種免	情報	① 情報社会及び情報倫理 ② コンピュータ及び情報処理(実習を含む。) ③ 情報システム(実習を含む。) ④ 情報通信ネットワーク	1以上 1以上 1以上 1以上		① 産業情報論、情報倫理  ② プログラミング  ③ データベース論、情報システム構築  ④ 情報通信論、コンピュータネットワ

				ク(実習を含む。) ⑤ マルチメディア表現及び技術(実習を含む。) ⑥ 情報と職業	1以上 1以上	計20	ーク論 ⑤ 情報メディア論、画像処理、マルチメディア実習 ⑥ 情報と職業
法学専攻	中学校	一種免	社会	① 日本史及び外国史 ② 地理学(地誌を含む。) ③ 「法学、政治学」 ④ 「社会学、経済学」 ⑤ 「哲学、倫理学、宗教学」	1以上 1以上 1以上 1以上 1以上	計20	① 日本史、外国史 ② 人文地理学、自然地理学、地誌学 ③ 法学 ④ マクロ経済学、ミクロ経済学 ⑤ 哲学、倫理学
	高等学校	一種免	公民	① 「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 ② 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 ③ 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1以上 1以上 1以上	計20	① 法学、国際法、政治理論 ② 社会学、マクロ経済学、ミクロ経済学 ③ 哲学、倫理学
英語専攻	中学校	一種免	英語	① 英語学	1以上	計20	① 英語学概論
	高等学校	一種免	英語	② 英米文学 ③ 英語コミュニケーション ④ 異文化理解	1以上 1以上 1以上		② 英米文学概論 ③ Oral Communication I、Oral Communication II、Pronunciation、Reading I、Reading II、Basic Writing I、Basic Writing II、Listening ④ Intercultural Study
ロシア語専攻	中学校	一種免	ロシア語	① ロシア語学	1以上		① ロシア語文法、ロシア語学研究A又はロシア語学研究

	高等学校	一種免	ロシア語	② ロシア文学 ③ ロシア語コミュニケーション ④ 異文化理解	1以上 1以上 1以上	計20	B ② ロシア事情B(文学・文化)、ロシア文学研究A又はロシア文学研究B ③ ロシア語作文、ロシア語会話Ⅰ、ロシア語会話Ⅱ、現代ロシア語表現研究A又は現代ロシア語表現研究B ④ ロシア事情A(地域研究)
歴史文化専攻	中学校	一種免	社会	① 日本史及び外国史 ② 地理学(地誌を含む。) ③ 「法学、政治学」 ④ 「社会学、経済学」 ⑤ 「哲学、倫理学、宗教学」	1以上 1以上 1以上 1以上 1以上	計20	① 日本史、外国史 ② 人文地理学、自然地理学、地誌学 ③ 法学 ④ マクロ経済学、ミクロ経済学 ⑤ 哲学、倫理学
	高等学校	一種免	地理歴史	① 日本史 ② 外国史 ③ 人文地理学及び自然地理学 ④ 地誌	1以上 1以上 1以上 1以上	計20	① 日本史、日本北方史 ② 外国史 ③ 人文地理学、自然地理学 ④ 地誌学
日本語・日本文化専攻	中学校	一種免	国語	① 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) ② 国文学(国文学史を含む。) ③ 漢文学 ④ 書道(書写を中心とする。)	1以上 1以上 1以上 1以上	計20	① 日本語概論、日本語表現論 ② 日本文学史、日本文学表現論、日本文化論 ③ 漢文学 ④ 書道
	高等学校	一種免	国語	① 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) ② 国文学(国	1以上 1以上		① 日本語概論、日本語表現論 ② 日本文学史、日本

				文学史を含む。 ③ 漢文学	1 以上	計20	文学表現論、日本文化論 ③ 漢文学
スポーツ文化専攻	中学校	一種免	保健体育	① 体育実技	1 以上		① 体操・器械体操、陸上競技、水泳、武道A、武道B、ダンス、サッカー、バスケットボール、バレーボール、テニス、バドミントン、ソフトボール
	高等学校	一種免	保健体育	② 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） ③ 生理学（運動生理学を含む。） ④ 衛生学及び公衆衛生学 ⑤ 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1 以上 1 以上 1 以上 1 以上		② スポーツ哲学、スポーツ心理学、スポーツマネジメント、スポーツ社会学、運動学、スポーツ教育学 ③ 生理学、運動生理学 ④ 衛生学及び公衆衛生学 ⑤ 学校保健、救急・応急処置演習
	特別支援学校	一種免	特別支援教育に関する科目	① 特別支援教育の基礎理論に関する科目 ② 特別支援教育領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2 以上 16以上		① 特別支援教育総論 ② 知的障害者の心理・生理・病理、肢体不自由者の心理・生理・病理、病弱者の心理・生理・病理 知的障害教育論Ⅰ、知的障害教育論Ⅱ、肢体不自由教育論Ⅰ、肢体不自由教育論Ⅱ、病弱教育論

			る科目 ③ 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	5以上		③ 視覚障害者の心理・生理・病理、聴覚障害者の心理・生理・病理  視覚障害教育論、聴覚障害教育論  重複障害教育総論、発達障害教育総論
			④ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3以上	計26	④ 教育実習
(1) 学士の学位を有すること (2) 中学校教諭の普通免許状を取得する者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例に関する法律（平成9年法律第90号）に基づく介護等体験についての証明を受けていること。						

1—(エ) 平成25年度～平成29年度入学生に適用

免許状の種類	免許教科	教職免許法施行基準に定める科目区分	教科に関する科目の最低修	大学において修得することを必要とする	教職履修者修得科目
--------	------	-------------------	--------------	--------------------	-----------

					得単位数	最低単位	
経営学専攻 経営・会計 コース	高等学校	一種 免	商業	① 商業の関 係科目	1以上	計20	① 経営学基礎、基礎 簿記、経営管理論、 マーケティング、財 務諸表
				② 職業指導	1以上		② 職業指導論
経営学専攻 情報経営 コース	高等学校	一種 免	情報	① 情報社会 及び情報倫 理	1以上	計20	① 産業情報論、情報 倫理
				② コンピュ ータ及び情 報処理(実習 を含む。)	1以上		② プログラミング
				③ 情報シス テム(実習を 含む。)	1以上		③ データベース論、 情報システム構築
				④ 情報通信 ネットワー ク(実習を含 む。)	1以上		④ 情報通信論、コン ピュータネットワ ーク論
				⑤ マルチメ ディア表現 及び技術(実 習を含む。)	1以上		⑤ 情報メディア論、 画像処理、マルチメ ディア実習
				⑥ 情報と職 業	1以上		⑥ 情報と職業
法学専攻	中学校	一種 免	社会	① 日本史及 び外国史	1以上	計20	① 日本史、外国史
				② 地理学(地 誌を含む。)	1以上		② 人文地理学、自然 地理学、地誌学
				③ 「法律学、 政治学」	1以上		③ 法学
				④ 「社会学、 経済学」	1以上		④ マクロ経済学、ミ クロ経済学
				⑤ 「哲学、倫 理学、宗教 学」	1以上		⑤ 哲学、倫理学
	高等学校	一種 免	公民	① 「法律学 (国際法を 含む。)、政 治学(国際政 治を含む。)」	1以上	計20	① 法学、国際法、政 治理論、国際政治学
				② 「社会学、 経済学(国際 経済を含 む。)」	1以上		② 社会学、マクロ経 済学、ミクロ経済学
				③ 「哲学、倫 理学、宗教 学、心理学」	1以上		③ 哲学、倫理学

英語専攻	中学校	一種 免	英語	① 英語学	1 以上	計20	① 英語学概論
	高等学校	一種 免	英語	② 英米文学 ③ 英語コミュニケーション	1 以上 1 以上		② 英米文学概論 ③ Oral Communication I、Oral Communication II、Pronunciation、Reading I、Reading II Basic Writing I、Basic Writing II、Listening
ロシア語専攻	中学校	一種 免	ロシア語	① ロシア語学	1 以上	計20	① ロシア語文法、ロシア語学研究A又はロシア語学研究B
	高等学校	一種 免	ロシア語	② ロシア文学 ③ ロシア語コミュニケーション ④ 異文化理解	1 以上 1 以上 1 以上		② ロシア事情B(文学・文化)、ロシア文学研究A又はロシア文学研究B ③ ロシア語作文、ロシア語会話I、ロシア語会話II、現代ロシア語表現研究A又は現代ロシア語表現研究B ④ ロシア事情A(地域研究)、ロシア史A又はロシア史B、ロシア外交論A又はロシア外交論B
歴史文化専攻	中学校	一種 免	社会	① 日本史及び外国史 ② 地理学(地誌を含む。) ③ 「法律学、政治学」 ④ 「社会学、経済学」 ⑤ 「哲学、倫理学、宗教学」	1 以上 1 以上 1 以上 1 以上 1 以上	計20	① 日本史、外国史 ② 人文地理学、自然地理学、地誌学 ③ 法学 ④ マクロ経済学、ミクロ経済学 ⑤ 哲学、倫理学
	高等学校	一種 免	地理歴史	① 日本史 ② 外国史	1 以上 1 以上		① 日本史、日本北方史 ② 外国史

				③ 人文地理学及び自然地理学	1 以上		③ 人文地理学、自然地理学
				④ 地誌	1 以上	計20	④ 地誌学
日本語・日本文化専攻	中学校	一種免	国語	① 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1 以上	計20	① 日本語概論、日本語表現論
				② 国文学(国文学史を含む。)	1 以上		② 日本文学史、日本文学表現論、日本文化論
				③ 漢文学	1 以上		③ 漢文学
				④ 書道(書写を中心とする。)	1 以上		④ 書道
	高等学校	一種免	国語	① 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1 以上		① 日本語概論、日本語表現論
				② 国文学(国文学史を含む。)	1 以上		② 日本文学史、日本文学表現論、日本文化論
				③ 漢文学	1 以上		③ 漢文学
スポーツ文化専攻	中学校	一種免	保健体育	① 体育実技	1 以上	計20	① 体操・器械体操、陸上競技、水泳、武道A、武道B、ダンス、サッカー、バスケットボール、バレーボール、テニス、バドミントン、ソフトボール
	高等学校	一種免	保健体育	② 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	1 以上		② スポーツ哲学、スポーツ心理学、スポーツマネジメント、スポーツ社会学、運動学、スポーツ教育学
				③ 生理学(運動生理学を含む。)	1 以上		③ 生理学、運動生理学
				④ 衛生学及び公衆衛生学	1 以上		④ 衛生学及び公衆衛生学
				⑤ 学校保健(小児保健、	1 以上		⑤ 学校保健、救急・応急処置演習

			精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		
特別支援学校	一種免	特別支援教育に関する科目	<p>① 特別支援教育の基礎理論に関する科目</p> <p>② 特別支援教育領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p> <p>③ 免許状に定められることとなる特別支援教育以外の領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、</p>	<p>2以上</p> <p>16以上</p> <p>5以上</p>	<p>① 特別支援教育総論</p> <p>②</p> <p>知的障害者の心理・生理・病理、肢体不自由者の心理・生理・病理、病弱者の心理・生理・病理</p> <p>知的障害教育論Ⅰ、知的障害教育論Ⅱ、肢体不自由教育論Ⅰ、肢体不自由教育論Ⅱ、病弱教育論</p> <p>③</p> <p>視覚障害者の心理・生理・病理、聴覚障害者の心理・生理・病理</p> <p>視覚障害教育論、聴覚障害教育論</p> <p>重複障害教育総論、発達障害教育総論</p>

			児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 ④ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3以上	計26	④ 教育実習
--	--	--	--	-----	-----	--------

※基礎資格 (1) 学士の学位を有すること。

(2) 中学校教諭の普通免許状を取得する者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例に関する法律（平成9年法律第90号）に基づく介護等体験についての証明を受けていること。

別表第2 履修資格

1一(ア) 令和4年度以降入学生に適用

(1) 2年次秋学期から教職課程を履修するためには、次のとおり修得していなければならない。

専攻履修資格	経営学専攻経営・会計コース	経営学専攻情報経営コース	法学専攻	英語専攻	歴史文化専攻専攻	日本語・日本文化専攻	スポーツ文化専攻
修得科目及び単位数	(1) 基盤教育科目の外国語1言語2単位、入門演習と基礎演習の2科目4単位、専門科目のゼミナールI 2単位を含め、基盤教育科目と専門科目から48単位以上を修得していること。 (2) 教職論2単位を修得していること。	同	同	同	同	同	同
備考	(1) 基盤教育科目の「日本国憲法」または専攻専門科目の「憲法入門」、いずれか1科目2単位を4年次までに修得すること。 (2) 基盤教育科目の「体育実技」1単位及び「健康論」2単位を4年次までに修得すること。 (3) 基盤教育科目の「情報リテラシー」2単位を4年次までに修得すること。 (4) 編入学生、転入学生、再入学生については、上表に準じて取り扱う。						

(2) 3年次から教職課程を履修するためには、次のとおり修得していなければならない。

専攻履修資格	経営学専攻経営・会計コース	経営学専攻情報経営コース	法学専攻	英語専攻	歴史文化専攻専攻	日本語・日本文化専攻	スポーツ文化専攻
修得科目及び	(1) 基盤教育科目の外国語1言	同	同	同	同	同	同

単位数	語2単位、入門演習と基礎演習の2科目4単位、専門科目のゼミナールⅠとゼミナールⅡの2科目4単位を含め、基盤教育科目と専門科目から64単位以上を修得していること。 (2) 教職論2単位を修得していること。						
備考	(1) 基盤教育科目の「日本国憲法」または専攻専門科目の「憲法入門」、いずれか1科目2単位を4年次までに修得すること。 (2) 基盤教育科目の「体育実技」1単位及び「健康論」2単位を4年次までに修得すること。 (3) 基盤教育科目の「情報リテラシー」2単位を4年次までに修得すること。 (4) 編入学生、転入学生、再入学生については、上表に準じて取り扱う。						

1ー(イ) 令和2年度～令和3年度入学生に適用

- (1) 2年次秋学期から教職課程を履修するためには、次のとおり修得していなければならない。

専攻履修資格	経営学専攻経営・会計コース	経営学専攻情報経営コース	法学専攻	英語専攻	ロシア語専攻	歴史文化専攻	日本語・日本文化専攻	スポーツ文化専攻
修得科目及び単位数	(1) 基盤教育科目の外国語1言語2単位、入門演習と基礎演習の2科目4単位、専門科目のゼミナールⅠ2単位を含め、基盤教育科目と専門科目から48単位以上を修得していること。 (2) 教職論2単位を修得していること。	同	同	同	同	同	同	同
備考	(1) 基盤教育科目の「日本国憲法」または専攻専門科目の「憲法入門」、いずれか1科目2単位を4年次までに修得すること。 (2) 基盤教育科目の「体育実技」1単位及び「健康論」2単位を4年次までに修得すること。 (3) 基盤教育科目の「情報リテラシー」2単位を4年次までに修得すること。 (4) 編入学生、転入学生、再入学生については、上表に準じて取り扱う。							

- (2) 3年次から教職課程を履修するためには、次のとおり修得していなければならない。

専攻履修資格	経営学専攻経営・会計コース	経営学専攻情報経営コース	法学専攻	英語専攻	ロシア語専攻	歴史文化専攻	日本語・日本文化専攻	スポーツ文化専攻
修得科目及び単位数	(1) 基盤教育科目の外国語1言語2単位、入門演習と基礎演習の2科目4単位、専門科目のゼミナールIとゼミナールIIの2科目4単位を含め、基盤教育科目と専門科目から64単位以上を修得していること。 (2) 教職論2単位を修得していること。	同	同	同	同	同	同	同
備考	(1) 基盤教育科目の「日本国憲法」または専攻専門科目の「憲法入門」、いずれか1科目2単位を4年次までに修得すること。 (2) 基盤教育科目の「体育実技」1単位及び「健康論」2単位を4年次までに修得すること。 (3) 基盤教育科目の「情報リテラシー」2単位を4年次までに修得すること。 (4) 編入学生、転入学生、再入学生については、上表に準じて取り扱う。							

1一(ウ) 平成31年度入学生に適用

- (1) 2年次秋学期から教職課程を履修するためには、次のとおり修得していなければならない。

専攻履修資格	経営学専攻経営・会計コース	経営学専攻情報経営コース	法学専攻	英語専攻	ロシア語専攻	歴史文化専攻	日本語・日本文化専攻	スポーツ文化専攻
修得科目及び単位数	(1) 基盤教育科目の外国語1言語2単位、入門演習と基礎演習の2科目4単位、専門科目のゼミナールI 2単位を含め、基盤教育科目と専門科目から48単位以上を修得していること。 (2) 教職論2単位を修得していること。	同	同	同	同	同	同	同
備考	(1) 基盤教育科目の「日本国憲法」または「憲法入門」のいずれか1科目2単位を							

- 4年次までに修得すること。
- (2) 基盤教育科目の「体育実技」1単位及び「健康論」2単位を4年次までに修得すること。
- (3) 基盤教育科目の「情報リテラシー」2単位を4年次までに修得すること。
- (4) 編入学生、転入学生、再入学生については、上表に準じて取り扱う。

(2) 3年次から教職課程を履修するためには、次のとおり修得していなければならない。

専攻履修資格	経営学専攻経営・会計コース	経営学専攻情報経営コース	法学専攻	英語専攻	ロシア語専攻	歴史文化専攻	日本語・日本文化専攻	スポーツ文化専攻
修得科目及び単位数	(1) 基盤教育科目の外国語1言語2単位、入門演習と基礎演習の2科目4単位、専門科目のゼミナールⅠとゼミナールⅡの2科目4単位を含め、基盤教育科目と専門科目から64単位以上を修得していること。 (2) 教職論2単位を修得していること。	同	同	同	同	同	同	同
備考	(1) 基盤教育科目の「日本国憲法」または「憲法入門」のいずれか1科目2単位を4年次までに修得すること。 (2) 基盤教育科目の「体育実技」1単位及び「健康論」2単位を4年次までに修得すること。 (3) 基盤教育科目の「情報リテラシー」2単位を4年次までに修得すること。 (4) 編入学生、転入学生、再入学生については、上表に準じて取り扱う。							

1一(エ) 平成25年度～平成30年度入学生に適用

(1) 2年次秋学期から教職課程を履修するためには、次のとおり修得していなければならない。

専攻履修資格	経営学専攻経営・会計コース	経営学専攻情報経営コース	法学専攻	英語専攻	ロシア語専攻	歴史文化専攻	日本語・日本文化専攻	スポーツ文化専攻
修得科目及び単位数	基盤教育科目と専門科目から48単位以上を修得していること。ただし、以下の科目を含まなければならない。 ① 入門演習、基礎演習、ゼミナールⅠの3科目	同	同	同	同	同	同	同

	6 単位 ② 基盤教育科目 の外国語 1 言語 2 単位 ③ 情報リテラシ ー I または情報 リテラシー II の いずれか 1 科目 2 単位							
備考	(1) 教職論を履修していること。 (2) 基盤教育科目の「日本国憲法」または「憲法入門」のいずれか 1 科目 2 単位を 4 年次までに修得すること。 (3) 基盤教育科目の「体育実技」1 単位及び「健康論」2 単位を 4 年次までに修得すること。 (4) 編入学生、転入学生、再入学生については、上表に準じて取り扱う。							

(2) 3 年次から教職課程を履修するためには、次のとおり修得していなければならない。

専攻履修資格	経営学専攻経営・会計コース	経営学専攻情報経営コース	法学専攻	英語専攻	ロシア語専攻	歴史文化専攻	日本語・日本文化専攻	スポーツ文化専攻
修得科目及び単位数	基盤教育科目と専門科目から 64 単位以上を修得していること。ただし、以下の科目を含まなければならない。 ① 入門演習、基礎演習、ゼミナール I、ゼミナール II の 4 科目 8 単位 ② 基盤教育科目の外国語 1 言語 2 単位 ③ 情報リテラシー I または情報リテラシー II のいずれか 1 科目 2 単位	同	同	同	同	同	同	同
備考	(1) 教職論を履修していること。 (2) 基盤教育科目の「日本国憲法」または「憲法入門」のいずれか 1 科目 2 単位を 4 年次までに修得すること。 (3) 基盤教育科目の「体育実技」1 単位及び「健康論」2 単位を 4 年次までに修得すること。 (4) 編入学生、転入学生、再入学生については、上表に準じて取り扱う。							

別表第 3 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 経営学専攻経営・会計コース

① 高一種免 商業



(1) 経営学専攻情報経営コース

① 高一種免 情報

ア 平成31年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数			
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	1以上	※ 産業情報総論	2	2
			※ 産業情報各論	2	2
			※ 情報倫理基礎	2	2
			※ 情報倫理応用	2	2
			情報セキュリティ	2	3～4
	コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)	1以上	情報処理基礎	2	1
			情報処理応用	2	2
※ プログラミング			4	2	
情報システム (実習を含む。)	1以上	※ データベース論	2	2	
		※ 情報システム構築	2	2	
		情報システム実習	1	3～4	
		Webコンピューティング	2	3～4	
情報通信ネットワーク (実習を含む。)	1以上	※ 情報通信論	2	2	
		※ コンピュータ・ネットワーク論	2	2	
		コンピュータ・ネットワーク実習	1	3～4	
		インターネット概論	2	2	
マルチメディア表現・マルチメディア技術 (実習を含む。)	1以上	※ 情報メディア論	2	2	
		※ 画像処理	2	2	
		※ マルチメディア実習	1	3～4	
情報と職業	1以上	※ 情報と職業	4	2	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	4以上	※ 情報科指導法Ⅰ	2	3	
		※ 情報科指導法Ⅱ	2	3	
免許状取得に必要な修得単位数			「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」に関する科目は4単位以上計24単位以上		
備考 1 上記以外の経営学専攻情報経営コースで開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					

(2) 法学専攻

① 中一種免 社会

ア 平成31年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて28単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数			
教科に関する専門的事項	日本史・外国史	1以上	※ 外国史（東洋史）A	2	2～4
			※ 外国史（東洋史）B	2	2～4
			※ 外国史（西洋史）A	2	2～4
			※ 外国史（西洋史）B	2	2～4
			※ 日本史概論Ⅰ	2	2～4
			※ 日本史概論Ⅱ	2	2～4
	地理学（地誌を含む。）	1以上	※ 自然地理学Ⅰ	2	2～4
			※ 自然地理学Ⅱ	2	2～4
			※ 人文地理学	2	2～4
			※ 地誌学	2	2～4
	「法学、政治学」	1以上	※ 法学	2	1
			※ 憲法Ⅰ（統治）	2	1
※ 憲法Ⅱ（人権）			4	2	
行政法			4	2	
刑法			4	2	
※ 民法Ⅰ（総則）			2	1	
※ 民法Ⅲ（債権法）			4	2	
※ 国際法			2	3～4	
※ 政治理論			4	2	
現代日本政治論			2	1	
地方政治論	2	1			
地方自治論	4	2			
「社会学、経済学」	1以上	社会学	2	2～4	
		※ マクロ経済学（基礎理論）	2	2	
		※ ミクロ経済学（基礎理論）	2	2	
「哲学、倫理学、宗教学」	1以上	※ 哲学	2	2～4	
		※ 倫理学	2	2～4	
		社会思想史	2	2～4	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8以上	※ 社会科・公民科指導法Ⅰ	2	3	
		※ 社会科・公民科指導法Ⅱ	2	3	
		※ 社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2	3	
		※ 社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2	3	
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は8単位以上計28単位以上				
備考	<p>1 上記以外の法学専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。</p> <p>2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目</p>				

② 高一種免 公民

ア 平成31年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数			
教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1以上	※ 法学	2	1
			※ 憲法Ⅰ（統治）	2	1
			※ 憲法Ⅱ（人権）	4	2
			行政法	4	2
			刑法	4	2
			※ 民法Ⅰ（総則）	2	1
			※ 民法Ⅲ（債権法）	4	2
			※ 国際法	2	3～4
			※ 政治理論	4	2
			現代日本政治論	2	1
			地方政治論	2	1
			地方自治論	4	2
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1以上	※ 社会学	2	2～4
			※ マクロ経済学（基礎理論）	2	2
			※ ミクロ経済学（基礎理論）	2	2
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1以上	※ 哲学	2	2～4
			※ 倫理学	2	2～4
			社会思想史	2	2～4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		4以上	※ 社会科・公民科指導法Ⅰ	2	3
			※ 社会科・公民科指導法Ⅱ	2	3
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は4単位以上計24単位以上				
備考	1 上記以外の法学専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。 2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				

(3) 英語専攻

① 中一種免 外国語（英語）、高一種免 外国語（英語）

ア 平成31年度以降入学生に適用

下表の中から、中一種免許については※印と△印科目を含めて28単位以上、高一種免許については※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数			
教科に関する専門的事項	英語学	1以上	※ 英語学概論	2	2～4
			英語学研究A	2	3～4
			英語学研究B	2	3～4
			英語学研究C	2	3～4

			英語学研究D	2	3～4
			英語教育	2	3～4
			日英対照言語研究	2	3～4
英語文学	1以上	※	英語文学概論	2	2～4
			英語文学研究A	2	3～4
			英語文学研究B	2	3～4
			英語文学研究C	2	3～4
			英語文学研究D	2	3～4
英語コミュニケーション	1以上	※	Practical English I	4	1
		※	Practical English II	4	1
		※	Practical English III	4	2
		※	Practical English IV	4	2
		※	Pronunciation	2	1
		※	Reading I	2	2
		※	Reading II	2	2
		※	Writing I	4	2
		※	Writing II	4	2
			Advanced Reading	2	3～4
			Academic Writing	2	3～4
			English Presentation	2	3～4
異文化理解	1以上	※	Intercultural Study	2	2～4
			Regional StudiesA	2	3～4
			Regional StudiesB	2	3～4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中一種免	※	英語科指導法 I	2	3
	8以上	※	英語科指導法 II	2	3
	高一種免	△	英語科指導法 III	2	3
	4以上	△	英語科指導法 IV	2	3
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は中一種免8単位以上、高一種免4単位以上 中一種免計28単位以上、高一種免計24単位以上				
備考	1 上記以外の英語専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。 2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目 3 △印科目は、中一種免必修科目				

(4) ロシア語専攻

① 中一種免 外国語（ロシア語）、高一種免 外国語（ロシア語）

ア 平成31年度～令和3年度入学生に適用

下表の中から、中一種免許については※印と△印科目を含めて28単位以上、高一種免許については※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数			

教科に関する専門的事項	ロシア語学	1以上	※	ロシア語文法	4	2
			※	ロシア語演習Ⅰ	2	2
			※	ロシア語演習Ⅱ	2	2
				ロシア語発展演習A ロシア語発展演習B ロシア語学研究	2 2 4	2 2 2～4
	ロシア文学	1以上	※	ロシア事情B（文学・文化）	4	1
			※	ロシア文学研究	4	2～4
				ロシア文学講読	4	2～4
	ロシア語コミュニケーション	1以上	※	ロシア語作文	4	2
			※	ロシア語会話Ⅰ	2	2
			※	ロシア語会話Ⅱ	2	2
				現代ロシア語表現研究	4	2～4
				ロシア語作文研究	4	2～4
	異文化理解	1以上	※	ロシア事情A（地域研究）	4	1
				ロシア史A	2	2～4
				ロシア史B	2	2～4
				ロシア外交論A	2	2～4
				ロシア外交論B	2	2～4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中一種免	8以上	※	ロシア語科指導法Ⅰ	2	3
			※	ロシア語科指導法Ⅱ	2	3
	高一種免	4以上	△	ロシア語科指導法Ⅲ	2	3
			△	ロシア語科指導法Ⅳ	2	3
免許状取得に必要な修得単位数	<p>「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上</p> <p>「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は中一種免8単位以上、高一種免4単位以上 中一種免計28単位以上、高一種免計24単位以上</p>					
備考	<p>1 上記以外のロシア語専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。</p> <p>2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目</p> <p>3 △印科目は、中一種免必修科目</p>					

(5) 歴史文化専攻

① 中一種免 社会

ア 令和2年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて28単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分等				授業科目	単位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数				
教科に関する専門的事項	日本史・外国史	1以上	※	外国史（東洋史）A	2	2～4
			※	外国史（東洋史）B	2	2～4
			※	外国史（西洋史）A	2	2～4
			※	外国史（西洋史）B	2	2～4
			※	日本史概論Ⅰ	2	2～4

		※	日本史概論Ⅱ	2	2～4
			考古学特講Ⅰ	2	2～4
			考古学特講Ⅱ	2	2～4
			アイヌの歴史	2	2～4
地理学（地誌を含む。）	1以上	※	自然地理学Ⅰ	2	2～4
		※	自然地理学Ⅱ	2	2～4
		※	人文地理学	2	2～4
		※	地誌学	2	2～4
「法学、政治学」	1以上	※	法学	2	1
			国際法	2	3～4
			政治理論	4	2
「社会学、経済学」	1以上		社会学	2	2～4
		※	マクロ経済学（基礎理論）	2	2
		※	ミクロ経済学（基礎理論）	2	2
「哲学、倫理学、宗教学」	1以上	※	哲学	2	2～4
		※	倫理学	2	2～4
			社会思想史	2	2～4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8以上	※	社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2	3
		※	社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2	3
		※	社会科・公民科指導法Ⅰ	2	3
		※	社会科・公民科指導法Ⅱ	2	3
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は8単位以上計28単位以上				
備考	1 上記以外の歴史文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。 2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				

イ 平成31年度入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて28単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数			
教科に関する専門的事項	日本史・外国史	1以上	※ 外国史（東洋史）A	2	2～4
			※ 外国史（東洋史）B	2	2～4
			※ 外国史（西洋史）A	2	2～4
			※ 外国史（西洋史）B	2	2～4
			※ 日本史概論Ⅰ	2	2～4
			※ 日本史概論Ⅱ	2	2～4
			考古学特講Ⅰ	2	3～4
			考古学特講Ⅱ	2	3～4
			アイヌの歴史	2	3～4
			地理学（地誌を含む。）	1以上	※ 自然地理学Ⅰ
※ 自然地理学Ⅱ	2	2～4			
※ 人文地理学	2	2～4			

		※	地誌学	2	2～4
「法律学、政治学」	1以上	※	法学	2	1
			国際法	2	3～4
			政治理論	4	2
「社会学、経済学」	1以上		社会学	2	2～4
		※	マクロ経済学（基礎理論）	2	2
		※	ミクロ経済学（基礎理論）	2	2
「哲学、倫理学、宗教学」	1以上	※	哲学	2	2～4
		※	倫理学	2	2～4
			社会思想史	2	2～4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8以上	※	社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2	3
		※	社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2	3
		※	社会科・公民科指導法Ⅰ	2	3
		※	社会科・公民科指導法Ⅱ	2	3
免許状取得に必要な修得単位数			「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は8単位以上計28単位以上		
備考	<p>1 上記以外の歴史文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。</p> <p>2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目</p>				

② 高一種免 地理歴史

ア 令和2年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目		単位	開設年次
科目	単位数				
教科に関する専門的事項	1以上	※	日本史概論Ⅰ	2	2～4
		※	日本史概論Ⅱ	2	2～4
			日本史特講	2	2～4
		※	日本北方史	2	3～4
			考古学研究Ⅰ	2	2～4
			考古学特講Ⅰ	2	2～4
			考古学特講Ⅱ	2	2～4
			日本文学史A	2	2～4
			日本文学史B	2	2～4
			アイヌの歴史	2	2～4
外国史	1以上	※	外国史（東洋史）A	2	2～4
		※	外国史（東洋史）B	2	2～4
		※	外国史（西洋史）A	2	2～4
		※	外国史（西洋史）B	2	2～4
			中国史A	2	3～4
			中国史B	2	3～4
人文地理学・自然地理学	1以上	※	人文地理学	2	2～4
		※	自然地理学Ⅰ	2	2～4
		※	自然地理学Ⅱ	2	2～4
地誌	1以上	※	地誌学	2	2～4

各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4以上	※ ※	社会科・地理歴史科指導法Ⅰ 社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2 2	3 3
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は4単位以上計24単位以上				
備考	1 上記以外の歴史文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。 2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				

イ 平成31年度入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数		授業科目	単位	開設年次
科目						
教科に関する専門的事項	日本史	1以上	※	日本史概論Ⅰ	2	2～4
			※	日本史概論Ⅱ	2	2～4
				日本史特講Ⅰ	2	2～4
			※	日本北方史	2	3～4
				考古学研究Ⅰ	2	2～4
				考古学特講Ⅰ	2	3～4
				考古学特講Ⅱ	2	3～4
				日本文学史A	2	2～4
				日本文学史B	2	2～4
				アイヌの歴史	2	3～4
	外国史	1以上	※	外国史（東洋史）A	2	2～4
			※	外国史（東洋史）B	2	2～4
			※	外国史（西洋史）A	2	2～4
			※	外国史（西洋史）B	2	2～4
			中国史A	2	3～4	
			中国史B	2	3～4	
人文地理学・自然地理学	1以上	※	人文地理学	2	2～4	
		※	自然地理学Ⅰ	2	2～4	
		※	自然地理学Ⅱ	2	2～4	
地誌	1以上	※	地誌学	2	2～4	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4以上	※ ※	社会科・地理歴史科指導法Ⅰ 社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2 2	3 3	
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は4単位以上計24単位以上					
備考	1 上記以外の歴史文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。 2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					

(6) 日本語・日本文化専攻

① 中一種免 国語

ア 平成31年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて28単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数		授業科目	単位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項					
教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1以上		言語学概論Ⅰ	2	2～4
				言語学概論Ⅱ	2	2～4
				日本語学入門	2	1～4
			※	日本語概論	4	2～4
			※	日本語表現論	4	2～4
				日本語学応用A	2	3～4
		日本語学応用B	2	3～4		
	国文学（国文学史を含む。）	1以上	※	日本文学史A	2	2～4
			※	日本文学史B	2	2～4
			※	日本文学概論A	2	2～4
			※	日本文学概論B	2	2～4
				文学と現代社会A	2	2～4
			文学と現代社会B	2	2～4	
			日本文学特講A	4	3～4	
			日本文学特講B	4	3～4	
	日本文化概論	2	2～4			
漢文学	1以上	※	漢文学	4	2～4	
書道（書写を中心とする。）	1以上	※	書道	4	2～4	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8以上	※	国語科指導法Ⅰ	2	3	
		※	国語科指導法Ⅱ	2	3	
		※	国語科指導法Ⅲ	2	3	
		※	国語科指導法Ⅳ	2	3	
免許法施行規則に定める科目区分等		「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は8単位以上計28単位以上				
備考		1 上記以外の日本語・日本文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。 2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				

② 高一種免 国語

ア 平成31年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		単位数		授業科目	単位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項					
教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章	1以上		言語学概論Ⅰ	2	2～4
				言語学概論Ⅱ	2	2～4

的事項	表現に関するものを含む。)		※	日本語学入門	2	1～2
			※	日本語概論	4	2～4
			※	日本語表現論	4	2～4
				日本語学応用A	2	3～4
				日本語学応用B	2	3～4
	国文学（国文学史を含む。)	1以上	※	日本文学史A	2	2～4
			※	日本文学史B	2	2～4
			※	日本文学概論A	2	2～4
			※	日本文学概論B	2	2～4
				文学と現代社会A	2	2～4
			文学と現代社会B	2	2～4	
			日本文学特講A	4	3～4	
			日本文学特講B	4	3～4	
		日本文化概論	2	2～4		
漢文学	1以上	※	漢文学	4	2～4	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。)	4以上	※	国語科指導法Ⅰ	2	3	
		※	国語科指導法Ⅱ	2	3	
			国語科指導法Ⅲ	2	3	
			国語科指導法Ⅳ	2	3	
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は4単位以上計24単位以上					
備考	1 上記以外の日本語・日本文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。 2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					

(7) スポーツ文化専攻

① 中一種免 保健体育、高一種免 保健体育

ア 平成31年度以降入学生に適用

下表の中から、中一種免許については※印と△印科目を含めて28単位以上、高一種免許については※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位	開設年次	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数				
教科に関する専門的事項	体育実技	1以上	※	体操・器械体操	1	3～4
			※	陸上競技	1	3～4
			※	水泳	1	3～4
			※	武道A	1	3～4
			※	武道B	1	3～4
			※	ダンス	1	3～4
			※	ゴール型球技A	1	3～4
			※	ゴール型球技B	1	3～4
			※	ネット型球技A	1	3～4
			※	ネット型球技B	1	3～4
			※	野球型球技	1	3～4
		「体育原理、	1以上	※	スポーツ哲学	2

体育心理学、 体育経営管理 学、体育社会 学、体育史・ 運動学（運動 方法学を含 む。）		※	スポーツ心理学	2	2～4
		※	スポーツマネジメント	2	2～4
		※	スポーツ社会学	2	2～4
		※	運動学（バイオメカニクス）	2	2～4
		※	スポーツ教育学	4	2～4
			スポーツ史	4	2～4
			日本武芸文化論	4	2～4
			日本武芸文化演習	4	3～4
			トレーニング・評価	4	3～4
			野外教育論	4	2～4
		スポーツ・レクリエーション演習	2	3～4	
生理学（運動 生理学を含 む。）	1以上	※	生理学（運動生理学を含む）	4	2～4
衛生学・公衆 衛生学	1以上	※	衛生学及び公衆衛生学	2	3～4
学校保健（小 児保健、精神 保健、学校安 全及び救急処 置を含む。）	1以上	※	救急・応急処置演習	2	2～4
		※	学校保健	2	3～4
各教科の指導法（情報 通信技術の活用を含 む。）	中一種免 8以上	※	保健体育科指導法Ⅰ	2	3
		※	保健体育科指導法Ⅱ	2	3
	高一種免 4以上	△	保健体育科指導法Ⅲ	2	3
		△	保健体育科指導法Ⅳ	2	3
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は中一種免8単位以上、高一種免4単位以上 中一種免計28単位以上、高一種免計24単位以上				
備考	1 上記以外のスポーツ文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。 2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目 3 △印科目は、中一種免必修科目				

教科に関する科目

(1) 経営学専攻経営・会計コース

① 高一種免 商業

ア 平成30年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める 科目区分		授業科目		単位	開設年次
科目	単位数				
商業の関係科目	1以上	※	経営学基礎	2	1
		※	基礎簿記	4	1
		※	経営管理論	4	2

		※	現代企業論	2	2
			企業社会論	2	2
		※	マーケティング	4	2
			経営史	4	2
			組織と個人	2	2
			組織と戦略	2	2
			国際ビジネス論	2	2
			アジア経営論	2	2
			生産管理論	2	2
			市場調査論	2	2
			中小企業論	4	3～4
		※	品質管理論	2	3～4
			財務諸表	2	2
			財務会計論	2	2
			業績管理会計	2	2
			意思決定会計	2	2
			原価計算	4	2
			経営分析	4	2
			会計情報論	2	2
			商業簿記	4	2
			工業簿記	2	2
			会計監査	2	3～4
			税務会計	2	3～4
			簿記演習	4	3～4
職業指導	1以上	※	職業指導論	4	2
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上				
備考					
1 上記以外の経営学専攻経営・会計コースで開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					

イ 平成25—29年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分			授業科目	単位	開設年次
科目	単位数				
商業の関係科目	1以上	※	経営学基礎	2	1
		※	基礎簿記	4	1
		※	経営管理論	4	2
			現代企業論	2	2
			企業社会論	2	2
		※	マーケティング	4	2
			経営史	4	2
			組織と個人	2	2
			組織と戦略	2	2
			国際ビジネス論	2	2
			アジア経営論	2	2

		※	生産管理論	2	2
			市場調査論	2	2
			中小企業論	4	3～4
			品質管理論	2	3～4
		※	財務諸表	2	2
			財務会計論	2	2
			業績管理会計	2	2
			意思決定会計	2	2
			原価計算	4	2
			経営分析	4	2
			会計情報論	2	2
			会計情報システム	2	2
			商業簿記	4	2
			工業簿記	2	2
			会計監査	2	3～4
			税務会計	2	3～4
			簿記演習	4	3～4
職業指導	1以上	※	職業指導論	4	2
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上				
備考					
1 上記以外の経営学専攻経営・会計コースで開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					

(1) 経営学専攻情報経営コース

② 高一種免 情報

ア 平成25年度～平成30年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目		単位	開設年次
科目	単位数				
情報社会及び情報倫理	1以上	※	産業情報論	4	2
		※	情報倫理	4	2
			情報セキュリティ	2	3～4
コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	1以上		情報処理基礎	2	1
			情報処理応用	2	2
		※	プログラミング	4	2
			情報リテラシー I	2	1
情報システム（実習を含む。）	1以上	※	データベース論	2	2
		※	情報システム構築	2	2
			情報システム実習	1	3～4
			Webコンピューティング	2	3～4
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	1以上	※	情報通信論	2	2
		※	コンピュータ・ネットワーク論	2	2
			コンピュータ・ネットワーク実習	1	3～4
			インターネット概論	2	2
マルチメディア	1以上	※	情報メディア論	2	2

表現及び技術 (実習を含む。)		※	画像処理	2	2
		※	マルチメディア実習	1	3～4
情報と職業	1以上	※	情報と職業	4	2
免許状取得に必要な修得 単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上				
備考					
1 上記以外の経営学専攻情報経営コースで開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					

(2) 法学専攻

① 中一種免 社会

ア 平成30年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める 科目区分			授業科目	単位	開設年次
科目	単位数				
日本史及び外国 史	1以上		東洋史	2	2
			西洋史	2	2
		※	日本史	4	2～4
		※	外国史	4	2
地理学（地誌を 含む。）	1以上	※	自然地理学	4	2～4
		※	人文地理学	2	2～4
		※	地誌学	2	2～4
「法律学、政治 学」	1以上	※	法学	2	1
			憲法Ⅰ	2	1
			憲法Ⅱ	4	2
			行政法Ⅰ	4	2
			行政法Ⅱ	4	3
			刑法	4	2
			刑事訴訟法	4	2
			民法Ⅰ	2	1
			民法Ⅱ	4	2
			商法Ⅰ	4	2
			商法Ⅱ	4	3
			民事訴訟法	4	3
			国際法	2	2
			政治理論	4	2
			現代日本政治論	4	1
			地方自治論	4	2
「社会学、経済 学」	1以上		社会学	2	2～4
		※	マクロ経済学	2	2
		※	ミクロ経済学	2	2
「哲学、倫理学、 宗教学」	1以上	※	哲学	2	2～4
		※	倫理学	2	2～4
			社会思想史	2	2
免許状取得に必要な修得 単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上				

備考  
 1 上記以外の法学専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。  
 2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目

イ 平成25—29年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分			授業科目	単位	開設年次
科目	単位数				
日本史及び外国史	1以上		東洋史	2	2
			西洋史	2	2
		※	日本史	4	2～4
		※	外国史	4	2
地理学（地誌を含む。）	1以上	※	自然地理学	4	2～4
		※	人文地理学	2	2～4
		※	地誌学	2	2～4
「法律学、政治学」	1以上	※	法学	2	1
			憲法Ⅰ	2	1
			憲法Ⅱ	4	2
			行政法Ⅰ	4	2
			行政法Ⅱ	4	3
			税法	4	3
			刑法	4	2
			刑事訴訟法	4	2
			民法Ⅰ	2	1
			民法Ⅱ	4	2
			商法Ⅰ	4	2
			商法Ⅱ	4	3
			民事訴訟法	4	3
			国際法	2	2
			政治理論	4	2
			現代日本政治論	4	1
			行政学	4	2
			地方自治論	4	2
			行政法特論	4	3
			自治体財政論	2	2
	国際政治学	4	2		
	国際政治史	2	2		
	外国政治	2	3		
「社会学、経済学」	1以上		社会学	2	2～4
		※	マクロ経済学	2	2
		※	ミクロ経済学	2	2
「哲学、倫理学、宗教学」	1以上	※	哲学	2	2～4
		※	倫理学	2	2～4
			社会思想史	2	2
免許状取得に必要な修得単位数			「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上		

備考
1 上記以外の法学専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目

(2) 法学専攻

② 高一種免 公民

ア 平成30年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	単位	開設年次
科目	単位数			
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1以上	※ 法学	2	1
		憲法Ⅰ	2	1
		憲法Ⅱ	4	2
		行政法Ⅰ	4	2
		行政法Ⅱ	4	3
		刑法	4	2
		刑事訴訟法	4	2
		民法Ⅰ	2	1
		民法Ⅱ	4	2
		商法Ⅰ	4	2
		商法Ⅱ	4	3
		民事訴訟法	4	3
		※ 国際法	2	2
		※ 政治理論	4	2
現代日本政治論	4	1		
地方自治論	4	2		
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1以上	※ 社会学	2	2～4
		※ マクロ経済学	2	2
		※ ミクロ経済学	2	2
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1以上	※ 哲学	2	2～4
		※ 倫理学	2	2～4
		社会思想史	2	2
免許状取得に必要な修得単位数		「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上		

備考
1 上記以外の法学専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目

イ 平成25—29年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	単位	開設年次
科目	単位数			

「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1 以上	※	法学	2	1
			憲法Ⅰ	2	1
			憲法Ⅱ	4	2
			行政法Ⅰ	4	2
			行政法Ⅱ	4	3
			税法	4	3
			刑法	4	2
			刑事訴訟法	4	2
			民法Ⅰ	2	1
			民法Ⅱ	4	2
			商法Ⅰ	4	2
			商法Ⅱ	4	3
			民事訴訟法	4	3
			※	国際法	2
		※	政治理論	4	2
			現代日本政治論	4	1
			行政学	4	2
			地方自治論	4	2
			自治体財政論	2	2
			行政法特論	4	3
※	国際政治学	4	2		
	国際政治史	2	2		
	外国政治	2	3		
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1 以上	※	社会学	2	2～4
		※	マクロ経済学	2	2
		※	ミクロ経済学	2	2
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 以上	※	哲学	2	2～4
		※	倫理学	2	2～4
			社会思想史	2	2
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上				
備考					
1 上記以外の法学専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					

(3) 英語専攻

① 中一種免 外国語（英語）、高一種免 外国語（英語）

ア 平成25年度～平成30年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分			授業科目	単位	開設年次
科目	単位数				
英語学	1 以上	※	英語学概論	4	2～4
			英語学研究A	4	3～4
			英語学研究B	4	3～4
			英語教育	2	3～4
			日英対照言語研究	4	3～4

英米文学	1以上	※	英米文学概論 イギリス文学史 アメリカ文学史 英米文学研究A 英米文学研究B	2 2 2 4 4	2～4 3～4 3～4 3～4 3～4
英語コミュニケーション	1以上	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	Oral Communication I Oral Communication II Oral Communication III Oral Communication IV Pronunciation Reading I Reading II Basic Writing I Basic Writing II Writing/Presenting I Writing/Presenting II Listening Presentation	4 4 2 2 1 2 2 2 2 2 2 1 4	1 2 2 2 1 1 1 1 1 2 2 2 3～4
異文化理解	1以上	※	Intercultural Study Regional Studies A Regional Studies B	4 2 2	2～4 3～4 3～4
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上				
備考					
1 上記以外の英語専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					

(4) ロシア語専攻

① 中一種免 外国語(ロシア語)、高一種免 外国語(ロシア語)

ア 平成25年度～平成30年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分			授業科目	単位	開設年次
科目	単位数				
ロシア語学	1以上	※	ロシア語入門Ⅰ ロシア語入門Ⅱ ロシア語文法 ロシア語演習Ⅰ ロシア語演習Ⅱ ロシア語発展演習A ロシア語発展演習B ロシア語学研究A ロシア語学研究B	5 5 4 2 2 4 4 4 4	1～4 1～4 2～4 2～4 2～4 2～4 2～4 2～4 2～4
			1科目選択		
ロシア文学	1以上	※	ロシア事情B(文学・文化) ロシア文学研究A ロシア文学研究B ロシア文学講読A	4 4 4 4	1～4 2～4 2～4 2～4
			1科目選択		

			ロシア文学講読B	4	2～4	
ロシア語コミュニケーション	1以上		基礎ロシア語Ⅰ	2	1～4	
			基礎ロシア語Ⅱ	2	1～4	
		※	ロシア語作文	4	2～4	
		※	ロシア語会話Ⅰ	2	2～4	
		※	ロシア語会話Ⅱ	2	2～4	
			ロシア語作文研究	4	2～4	
			現代ロシア語表現研究A	1科目選択	4	2～4
			現代ロシア語表現研究B	択	4	2～4
異文化理解	1以上	※	ロシア事情A（地域研究）	4	1～4	
			ロシア史A	2	2～4	
			ロシア史B	2	2～4	
			ロシア外交論A	2	2～4	
			ロシア外交論B	2	2～4	
免許状取得に必要な修得単位数		「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上				
備考						
1 上記以外のロシア語専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。						
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目						

(5) 歴史文化専攻

① 中一種免 社会

ア 平成30年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分			授業科目	単位	開設年次
科目	単位数				
日本史及び外国史	1以上		東洋史	2	2
			西洋史	2	2
		※	日本史	4	2～4
		※	外国史	4	2
			アイヌの歴史	4	3～4
地理学（地誌を含む。）	1以上	※	自然地理学	4	2～4
		※	人文地理学	2	2～4
		※	地誌学	2	2～4
「法学、政治学」	1以上	※	法学	2	1
			憲法Ⅰ	2	1
			憲法Ⅱ	4	2
			行政法Ⅰ	4	2
			行政法Ⅱ	4	3
			刑法	4	2
			刑事訴訟法	4	2
			民法Ⅰ	2	1
			民法Ⅱ	4	2
			商法Ⅰ	4	2
			商法Ⅱ	4	3
			民事訴訟法	4	3

			国際法	2	2
			政治理論	4	2
			現代日本政治論	4	1
			地方自治論	4	2
「社会学、経済学」	1以上	※	社会学	2	2～4
		※	マクロ経済学	2	2
		※	ミクロ経済学	2	2
「哲学、倫理学、宗教学」	1以上	※	哲学	2	2～4
		※	倫理学	2	2～4
			社会思想史	2	2
免許状取得に必要な修得単位数			「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上		
備考					
1 上記以外の歴史文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					

イ 平成25—29年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目		単位	開設年次
科目	単位数				
日本史及び外国史	1以上		東洋史	2	2
			西洋史	2	2
		※	日本史	4	2～4
		※	外国史	4	2
地理学（地誌を含む。）	1以上	※	自然地理学	4	2～4
		※	人文地理学	2	2～4
		※	地誌学	2	2～4
「法律学、政治学」	1以上	※	法学	2	1
			憲法Ⅰ	2	1
			憲法Ⅱ	4	2
			行政法Ⅰ	4	2
			行政法Ⅱ	4	3
			税法	4	3
			刑法	4	2
			刑事訴訟法	4	2
			民法Ⅰ	2	1
			民法Ⅱ	4	2
			商法Ⅰ	4	2
			商法Ⅱ	4	3
			民事訴訟法	4	3
			国際法	2	2
			政治理論	4	2
			現代日本政治論	4	1
			行政学	4	2
			地方自治論	4	2
			行政法特論	4	3

			自治体財政論	2	2
			国際政治学	4	2
			国際政治史	2	2
			外国政治	2	3
「社会学、経済学」	1以上	※	社会学	2	2～4
		※	マクロ経済学	2	2
		※	ミクロ経済学	2	2
「哲学、倫理学、宗教学」	1以上	※	哲学	2	2～4
		※	倫理学	2	2～4
			社会思想史	2	2
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上				
備考					
1 上記以外の歴史文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					

(5) 歴史文化専攻

② 高一種免 地理歴史

ア 平成25年度～平成30年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目		単位	開設年次
科目	単位数				
日本史	1以上	※	日本史	4	2～4
		※	日本北方史	4	3～4
			考古学研究	2	2～4
			日本文学史	4	2～4
			アイヌの歴史	4	3～4
外国史	1以上		東洋史	2	2
			西洋史	2	2
		※	外国史	4	2
			西洋美術史	2	2～4
			ヨーロッパ文明史	2	2～4
			中国史	4	3～4
			ロシア史A	2	2～4
			ロシア史B	2	2～4
			経済史	4	2
	経営史	4	2		
人文地理学及び自然地理学	1以上	※	人文地理学	2	2～4
		※	自然地理学	4	2～4
地誌	1以上	※	地誌学	2	2～4
			北海道地域文化論	4	3～4
免許状取得に必要な修得単位数					
備考					
1 上記以外の歴史文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。					

2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目

(6) 日本語・日本文化専攻

① 中一種免 国語

ア 平成25年度～平成30年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分			授業科目	単位	開設年次
科目	単位数				
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1以上		言語論Ⅰ	2	2～4
			言語論Ⅱ	2	2～4
			日本語学入門	2	1
		※	日本語概論	4	2～4
		※	日本語表現論	4	2～4
			日本語史	4	3～4
			日本語学特講A	2	3～4
			日本語学特講B	2	3～4
国文学（国文学史を含む。）	1以上	※	日本文学史	4	2～4
		※	日本文学表現論	4	2～4
			文学と現代社会	4	2～4
			日本文学特講A	4	3～4
			日本文学特講B	4	3～4
			日本文学特講C	4	3～4
		※	日本文化論	2	2～4
			日本文化特講	2	3～4
漢文学	1以上	※	漢文学	4	2～4
書道（書写を中心とする。）	1以上	※	書道	4	2～4
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上				
備考					
1 上記以外の日本語・日本文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					

(6) 日本語・日本文化専攻

② 高一種免 国語

ア 平成25年度～平成30年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分			授業科目	単位	開設年次
科目	単位数				
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1以上		言語論Ⅰ	2	2～4
			言語論Ⅱ	2	2～4
			日本語学入門	2	1
		※	日本語概論	4	2～4

		※	日本語表現論	4	2～4
			日本語史	4	3～4
			日本語学特講A	2	3～4
			日本語学特講B	2	3～4
国文学（国文学史を含む。）	1以上	※	日本文学史	4	2～4
		※	日本文学表現論	4	2～4
			文学と現代社会	4	2～4
			日本文学特講A	4	3～4
			日本文学特講B	4	3～4
			日本文学特講C	4	3～4
		※	日本文化論	2	2～4
			日本文化特講	2	3～4
漢文学	1以上	※	漢文学	4	2～4
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上				
備考	<p>1 上記以外の日本語・日本文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。</p> <p>2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目</p>				

(7) スポーツ文化専攻

① 中一種免 保健体育、高一種免 保健体育

ア 平成25年度～平成30年度入学生に適用

下表の中から、※印科目及びその他の教科に関する科目を合わせて、20単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目		単位	開設年次
科目	単位数				
体育実技	1以上	※	体操・器械体操	1	2～4
		※	陸上競技	1	2～4
		※	水泳	1	2～4
		※	武道A	1	2～4
		※	武道B	1	2～4
		※	ダンス	1	2～4
		※	サッカー	1	2～4
		※	バスケットボール	1	2～4
		※	バレーボール	1	2～4
		※	テニス	1	2～4
		※	バトミントン	1	2～4
		※	ソフトボール	1	2～4
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	1以上	※	スポーツ哲学	2	2～4
		※	スポーツ心理学	2	2～4
		※	スポーツマネジメント	2	2～4
		※	スポーツ社会学	2	2～4
		※	運動学	2	3～4
		※	スポーツ教育学	4	2～4
			スポーツ史	4	2～4
			日本武芸文化論	4	2～4
	日本武芸文化演習基礎	4	2～4		

			日本武芸文化演習応用	4	3～4
			トレーニング・評価	4	3～4
			野外教育論	4	2～4
			スポーツ・レクリエーション演習	4	3～4
			サマー・スポーツ演習	4	3～4
			ウインター・スポーツ演習	4	3～4
生理学（運動生理学を含む。）	1以上	※	生理学	2	2～4
		※	運動生理学	2	2～4
衛生学及び公衆衛生学	1以上	※	衛生学及び公衆衛生学	2	3～4
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1以上	※	救急・応急処置演習	4	2～4
		※	学校保健	2	3～4
免許状取得に必要な修得単位数	「免許法施行規則の科目区分」の科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上				
備考					
1 上記以外のスポーツ文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない。					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					

別表第4 教育の基礎的理解に関する科目等

4一(ア) 令和4年以降度入学生に適用

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	単位	開設年次	備考
科目	各科目に含める内容				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育原理	2	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	○教職論	2	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	○教育制度論	2	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○教育心理学	2	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○特別支援教育入門	2	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	○教育課程論	2	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談	道徳の理論及び指導法	△道徳教育論	2	3	中一種免必修
	総合的な学習（探究）の時間の指導法 特別活動の指導法	○特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	3	
	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した	○教育の方法及び技術（ICTの活用を含む）	2	2	

等に関する科目	教育の理論及び方法				
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○生徒指導・進路指導論	2	3	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○教育相談	2	3	
教育実践に関する科目	教育実習	△教育実習（中高） ▲教育実習（高）	5 3	4 4	中一種免必修 高一種免のみ取得必修
	教職実践演習	○教職実践演習（中・高）	2	4	
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の総計 中一種免 29単位 高一種免25単位			○印＝必修科目 △印＝中一種免必修科目 ▲印＝高一種免のみ取得必修科目		

4－(イ) 平成31年度～令和3年度入学生に適用

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	単位	開設年次	備考
科目	各科目に含める内容				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育原理	2	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	○教職論	2	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	○教育制度論	2	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○教育心理学	2	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○特別支援教育入門	2	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	○教育課程論	2	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	△道徳教育論	2	3	中一種免必修
	総合的な学習（探究）の時間の指導法 特別活動の指導法	○特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	3	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	○教育方法論	2	2	
	生徒指導の理論及び方法	○生徒指導・進路指導論	2	3	

	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○教育相談	2	3	
教育実践に関する科目	教育実習	△教育実習（中高） ▲教育実習（高）	5 3	4 4	中一種免必修 高一種免のみ取得必修
	教職実践演習	○教職実践演習（中・高）	2	4	
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の総計 中一種免 29単位 高一種免25単位			○印＝必修科目 △印＝中一種免必修科目 ▲印＝高一種免のみ取得必修科目		

4一(ウ) 平成30年度入学生に適用

免許法施行規則の科目区分等		授業科目	単位	開設年次	備考
科目	各科目に含める内容				
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	○教職論	2	1	
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育原理 教育史Ⅰ	2 2	2 3～4	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	○教育心理学	2	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	○教育制度論 教育社会学	2 2	2 3～4	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法	○教育課程論 ○国語科指導法Ⅰ ○国語科指導法Ⅱ △国語科指導法Ⅲ △国語科指導法Ⅳ ○商業科指導法Ⅰ ○商業科指導法Ⅱ ○英語科指導法Ⅰ ○英語科指導法Ⅱ △英語科指導法Ⅲ △英語科指導法Ⅳ ○ロシア語科指導法Ⅰ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	当該教科の指導法を修得

		○ロシア語科指導法Ⅱ	2	3	
		△ロシア語科指導法Ⅲ	2	3	
		△ロシア語科指導法Ⅳ	2	3	
		○社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2	3	※
		○社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2	3	
		○社会科・公民科指導法Ⅰ	2	3	
		○社会科・公民科指導法Ⅱ	2	3	
		○情報科指導法Ⅰ	2	3	
		○情報科指導法Ⅱ	2	3	
		○保健体育科指導法Ⅰ	2	3	
		○保健体育科指導法Ⅱ	2	3	
		△保健体育科指導法Ⅲ	2	3	
		△保健体育科指導法Ⅳ	2	3	
	道徳の指導法	△道徳教育論	2	3	中一種免必修
	特別活動の指導法	○特別活動論	2	2	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	○教育方法論	2	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○生徒指導論	2	3	
	進路指導の理論及び方法	○進路指導論	2	3	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	3～4	
教育実習	○教育実習Ⅰ a	2	3		
	○教育実習Ⅰ b	2	4		
	△教育実習Ⅱ	2	4	中一種免必修	
教職実践演習	○教職実践演習（中・高）	2	4		
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕 教職に関する科目 中一種免38単位（社会34単位） 高一種免30単位				○印＝必修科目 △印＝中一種免必修科目	
※中一種免（社会）は「社会科・地理歴史科指導法Ⅰ」及び「社会科・公民科指導法Ⅰ」を修得 高一種免（地理歴史）は「社会科・地理歴史科指導法Ⅰ」及び「社会科・地理歴史科指導法Ⅱ」を修得 高一種免（公民）は「社会科・公民科指導法Ⅰ」及び「社会科・公民科指導法Ⅱ」を修得					

4一(エ) 平成25—29年度入学生に適用

免許法施行規則の科目区分等		授業科目	単位	開設年次	備考
科目	各科目に含める内容				
教職の意義等に関する	教職の意義及び教員の役割	○教職論	2	1	

する科目	教員の職務内容（研修、職務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等				
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育原理 教育史Ⅰ 教育史Ⅱ	2 2 2	2 3～4 3～4	教育史Ⅰ又はⅡのいずれか1科目を修得
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	○教育心理学	2	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	○教育制度論 教育社会学	2 2	2 3～4	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	○教育課程論	2	2	
各教科の指導法	各教科の指導法	○国語科指導法Ⅰ	2	3	当該教科の指導法を修得
		○国語科指導法Ⅱ	2	3	
		△国語科指導法Ⅲ	2	3	
		△国語科指導法Ⅳ	2	3	
		○商業科指導法Ⅰ	2	3	
		○商業科指導法Ⅱ	2	3	
		○英語科指導法Ⅰ	2	3	
		○英語科指導法Ⅱ	2	3	
		△英語科指導法Ⅲ	2	3	
		△英語科指導法Ⅳ	2	3	
		○ロシア語科指導法Ⅰ	2	3	
		○ロシア語科指導法Ⅱ	2	3	
		△ロシア語科指導法Ⅲ	2	3	
		△ロシア語科指導法Ⅳ	2	3	
		○社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2	3	
		○社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2	3	
		○社会科・公民科指導法Ⅰ	2	3	
		○社会科・公民科指導法Ⅱ	2	3	
		○情報科指導法Ⅰ	2	3	
		○情報科指導法Ⅱ	2	3	
○保健体育科指導法Ⅰ	2	3			
○保健体育科指導法Ⅱ	2	3			
△保健体育科指導法Ⅲ	2	3			
△保健体育科指導法Ⅳ	2	3			
道徳の指導法	△道徳教育論	2	3	中一種免必修	
特別活動の指導法	○特別活動論	2	2		

	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	○教育方法論	2	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○生徒指導論	2	3	
	進路指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○進路指導論 教育相談	2	3	3～4
教育実習		○教育実習Ⅰ a	2	3	中一種免必修
		○教育実習Ⅰ b	2	4	
		△教育実習Ⅱ	2	4	
教職実践演習		○教職実践演習（中・高）	2	4	
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕 教職に関する科目 中一種免38単位（社会34単位） 高一種免30単位				○印＝必修科目 △印＝中一種免必修科目	
※中一種免（社会）は「社会科・地理歴史科指導法Ⅰ」及び「社会科・公民科指導法Ⅰ」を修得 高一種免（地理歴史）は「社会科・地理歴史科指導法Ⅰ」及び「社会科・地理歴史科指導法Ⅱ」を修得 高一種免（公民）は「社会科・公民科指導法Ⅰ」及び「社会科・公民科指導法Ⅱ」を修得					

別表第5

大学が独自に設定する科目

（平成31年度以降入学生に適用）

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	単位	開設年次	備考
科目	各科目に含む内容				
大学が独自に設定する科目		教育情報論	2	3	
		道徳教育論	2	3	高一種免のみ
		学校ボランティアⅠ	1	3	
		学校ボランティアⅡ	1	3	
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕 「大学が独自に設定する科目」 中一種免 4単位 高一種免12単位					
※別表第3「教科及び教科の指導法に関する科目」及び別表第4「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の総計が免許状取得に必要な最低修得単位数を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入することができる。ただし、当該免許に係る科目のみとする。					

教科又は教職に関する科目

（平成25年度～平成30年度入学生に適用）

免許法施行規則の科目区分	授業科目	単位	開設年次
--------------	------	----	------

科目	単位数			
教科又は教職に関する科目	8	道徳教育論（高一種免のみ）	2	3
	又は	教育情報論	2	3
	16	生涯教育論	2	3
		学校ボランティアⅠ	1	3
		学校ボランティアⅡ	1	3
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕				
教科又は教職に関する科目				
中一種免 8単位 高一種免 16単位				
※「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の免許状取得に必要な最低修得単位数を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」に算入することができる。ただし、当該免許に係る科目のみとする。				

別表第6 免許法施行規則66条の6に定める科目

6一(ア)

(平成31年度以降入学生に適用)

教育職員免許法施行規則第66の6に定める科目					
免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	単位数		
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法		2	これら2科目より1科目 選択必修
		憲法入門		2	
体育	2	健康論	2		
		体育実技	1		
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ		2	これら30科目より1科目 選択必修
		英語Ⅱ		2	
		英語Ⅲ		2	
		英語Ⅳ		2	
		ロシア語Ⅰ		2	
		ロシア語Ⅱ		2	
		ロシア語Ⅲ		2	
		ロシア語Ⅳ		2	
		中国語Ⅰ		2	
		中国語Ⅱ		2	
		中国語Ⅲ		2	
		中国語Ⅳ		2	
		ドイツ語Ⅰ		2	
		ドイツ語Ⅱ		2	
		ドイツ語Ⅲ		2	
		ドイツ語Ⅳ		2	
		フランス語Ⅰ		2	
		フランス語Ⅱ		2	
		フランス語Ⅲ		2	
		フランス語Ⅳ		2	
		韓国語Ⅰ		2	
韓国語Ⅱ		2			
韓国語Ⅲ		2			
韓国語Ⅳ		2			
集中英語Ⅰ		4			

		集中英語Ⅱ		4	
		集中ロシア語Ⅰ		4	
		集中ロシア語Ⅱ		4	
		集中中国語Ⅰ		4	
		集中中国語Ⅱ		4	
情報機器の操作	2	情報リテラシー		2	

6ー(イ)

(平成25年度～平成30年度入学生に適用)

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	単位数		
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法		2	これら2科目より1科目選択必修
		憲法入門		2	
体育	2	健康論	2		
		体育実技	1		
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ		2	これら24科目より1科目選択必修
		英語Ⅱ		2	
		英語Ⅲ		2	
		英語Ⅳ		2	
		ロシア語Ⅰ		2	
		ロシア語Ⅱ		2	
		ロシア語Ⅲ		2	
		ロシア語Ⅳ		2	
		中国語Ⅰ		2	
		中国語Ⅱ		2	
		中国語Ⅲ		2	
		中国語Ⅳ		2	
		ドイツ語Ⅰ		2	
		ドイツ語Ⅱ		2	
		ドイツ語Ⅲ		2	
		ドイツ語Ⅳ		2	
		フランス語Ⅰ		2	
		フランス語Ⅱ		2	
		フランス語Ⅲ		2	
		フランス語Ⅳ		2	
		韓国語Ⅰ		2	
		韓国語Ⅱ		2	
		韓国語Ⅲ		2	
		韓国語Ⅳ		2	
情報機器の操作	2	情報リテラシーⅠ		2	これら2科目より1科目選択必修
		情報リテラシーⅡ		2	

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「学則」という。）第59条第2項の規定に基づき、学芸員の資格取得及び学芸員の資格を得させるための授業科目（以下「学芸員に関する科目」という。）に関し必要な事項を定める。

(受講資格)

第2条 学芸員に関する科目を受講できる者は、本学学生並びに学則に基づき許可された委託学生、特別科目等履修生及び科目等履修生とする。

(受講の手続)

第3条 学芸員に関する科目を受講しようとする者は、学年又は学期の始めの定められた期日までに、学芸員に関する科目受講申込書に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める納付金を添えて提出し手続しなければならない。

2 前項の納付金のほか、必要な費用について徴収することがある。

第4条 削除

(開設授業科目)

第5条 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に基づき本学において開設する学芸員に関する授業科目は、別表第1のとおりとする。

2 前項の授業科目の年次配当、履修方法については、学則において定める。

(取得科目及び単位数)

第6条 学芸員の資格を取得しようとする者は、学則別表第1—2に定める学芸員に関する科目を履修しその単位を修得しなければならない。

(成績評価及び単位認定)

第7条 前条により履修した授業科目については、定期の試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。

2 前項により単位を認定した授業科目について、当該受講者の請求により単位修得証明書を交付する。

3 授業科目の試験、学業成績の評価、単位の認定は、学則に基づき取り扱いする。

(修了証書の授与)

第8条 本学において学芸員の資格取得に必要な科目を修め所定の単位を取得した者には、本学学長が別記様式第1号による修了証書を授与する。

2 前項の修了証書は、卒業又は修了のときに授与する。

(所管)

第9条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月8日から施行する。

別表第1 学芸員に関する授業科目

(平成24年度入学生に適用)

博物館法施行規則第1条関係		本学において開設する授業科目	
生涯学習概論	2単位	生涯学習概論	2単位
博物館概論	2単位	博物館概論	2単位
博物館経営論	2単位	博物館経営論	2単位
博物館資料論	2単位	博物館資料論	2単位
博物館資料保存論	2単位	博物館資料保存論	2単位
博物館展示論	2単位	博物館展示論	2単位
博物館教育論	2単位	博物館教育論	2単位
博物館情報・メディア論	2単位	博物館情報・メディア論	2単位
博物館実習	3単位	博物館実習	3単位
取得要件	計19単位	取得要件	計19単位

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則第16条の規定に基づき、表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰基準)

第2条 学生の表彰の基準は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 品行方正で、学業に特に優れた成績を修めた者
- (2) 本学における課外教育活動の成果が特に顕著であり、かつ課外教育活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において優れた評価を受け、かつ本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) その他前3号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為があったと認められる者

(表彰)

第3条 表彰は、学長が行う。

2 表彰者に、副賞を授与する。

(表彰の種類)

第4条 表彰の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 正課学修奨励賞

本学の正課教育に意欲的に取り組んだ結果、総合的に優れた学修成果をあげた学生又は専門教育において目ざましい成果をあげた学生で、かつ人物にも優れた学生を称えるとともに、より一層の学修を奨励するものであり、優秀賞、奨励賞及び特別賞とする。

(2) 課外学修奨励賞

本学の教育目標に適合する正課外の学修活動に真剣に取り組み、その結果優れた具体的な成果をあげ、かつ人物にも優れた学生を称えるとともに、より一層の研鑽を奨励するものであり、学長賞、優秀賞及び奨励賞とする。

(3) 課外活動奨励賞

本学学生の多種多様な課外活動(社会貢献・地域貢献活動を含む)への取り組みや参加を促し、その活動を活性化させることを目的として、課外活動において優れた具体的な成果をあげた団体・個人を表彰し、今後の一層の研鑽を奨励するものであり、学長賞、優秀賞及び奨励賞とする。

(4) 卒業特別表彰

本学在学中、正課学修、課外学修又は課外活動もしくは地域貢献・社会貢献活動において顕著な成果をおさめた学生を卒業式において、学長が表彰し、記念品を授与する。

(運用基準)

第5条 前条に規定する表彰の種類についての運用基準は別に定めることとし、必要に応じて毎年度見直しをすることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、原則として4月及び10月とする。

附 則

この規程は、平成2年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則第15条の規定に基づき、公開講座に関し必要な事項を定める。

(受講資格等)

第2条 受講資格及び募集人員は、その都度定める。

(時期、場所等)

第3条 公開講座は、原則として、授業の実施に支障のない時間に行うものとし、その実施時間については、その都度定める。

2 公開講座は、各校の施設を使用して行うものとする。ただし、必要がある場合は、学外で実施することができる。

(講師)

第4条 公開講座の講師は、各校の教育職員及び事務職員のうちから、学長が指名する。ただし、必要がある場合は、学外の学識経験者に講師を委嘱することができる。

(受講料)

第5条 公開講座を受講しようとする者は、受講の申請に際し、所定の受講料を納付しなければならない。

2 前項の受講料の額は、その都度別に定める。

3 既納の受講料は、一切返還しない。

(所管)

第6条 この規程に関する事務の所管は、企画部学術支援課とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(札幌大学公開講座に関する規程及び札幌大学女子短期大学部公開講座に関する規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学公開講座に関する規程及び札幌大学女子短期大学部公開講座に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「学則」という。）第50条第3項の規定に基づき、復籍に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 復籍することができる者は、学則第50条第1項第3号の規定により除籍となった者で、除籍後2年以内の者とする。

(時期)

第3条 復籍の時期は、学期の始めとする。

(年次)

第4条 復籍の年次は、除籍時の年次とする。

(出願)

第5条 復籍を希望する者は、指定の期日までに次の各号に定める書類を学長に提出しなければならない。

(1) 願書（本学所定のもの）

(2) 健康診断書（本学所定のもの）

(選考)

第6条 選考の基準は、教育研究協議会の意見を聴き、学長が定める。

(手続及び許可)

第7条 選考の結果合格の通知を受けた者は、指定の期日までに学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める学費等を納入し、復籍に必要な手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に復籍を許可する。

(既納の学費等)

第8条 既納の学費等は、返還しない。

(単位の認定)

第9条 除籍となる前に既に修得した授業科目及び単位については、すべて認定する。

(所管)

第10条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月8日から施行する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国際交流を促進するため、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学」という。）の教育・研究に有益な外国の学校及び機関（以下「外国の教育・研究機関等」という。）との協定に関して必要な事項を定める。

(協定の原則)

第2条 協定は、互惠、対等、経済的負担最小化の原則に基づいて締結されなければならない。

(協定の形態)

第3条 協定の形態は、本学が結ぶ協定及びその他の機関が結ぶ協定とする。

(協定書記載事項)

第4条 協定内容に交換学生を含む場合は、原則として次の事項を明記するものとする。

交換人数、学費等の取扱い、住居、成績評価と単位認定、協定期間、担当窓口

(協定書の作成)

第5条 協定書は、日本語及び相手国の言語で各2部作成する。

第2章 本学が結ぶ協定

(定義)

第6条 本学が結ぶ協定とは、本学の教育・研究上の必要性に基づき、本学と、外国の教育・研究機関等との間に締結される協定をいう。

(協定の提案)

第7条 協定の提案は、学長が行う。

2 前項の提案については、常勤理事会において審議する。

(協定の交渉)

第8条 協定に係る外国の教育・研究機関等との交渉は、所管部署が行う。

(協定案の作成)

第9条 所管部署は、協定案を作成し、学長に提出しなければならない。

(協定案の決定)

第10条 学長は、常勤理事会の議を経て、協定案を決定する。

(協定書の署名)

第11条 協定書の署名は、学長が行う。

(受入・派遣業務の所管)

第12条 受入れ・派遣に必要な業務は、所管部署が行う。

(協定改廃の提案)

第13条 協定改廃の提案は、学長が行う。

(協定改廃の決定)

第14条 学長は、常勤理事会の議を経て、協定の改廃を決定する。

第3章 削除

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

第21条 削除

第22条 削除

第23条 削除

第24条 削除

第25条 削除

#### 第4章 その他の機関が結ぶ協定

(定義)

第26条 その他の機関が結ぶ協定とは、本学の教育・研究上の必要性に基づき、第6条以外の本学の機関と外国の教育・研究機関等との間に締結される協定をいう。

(協定の提案)

第27条 協定の提案は、学長が行う。

2 前項の提案については、常勤理事会において審議する。

(協定の交渉)

第28条 協定に係る外国の教育・研究機関等との交渉は、所管部署が行う。

(協定案の作成)

第29条 所管部署は、協定案を作成し、学長に提出しなければならない。

(協定案の決定)

第30条 学長は、常勤理事会の議を経て、協定案を決定する。

(協定書の署名)

第31条 協定の署名は、学長が行う。

(受入・派遣業務)

第32条 受入れ・派遣に必要な業務は、所管部署が行う。

第33条 削除

(協定改廃の提案)

第34条 協定改廃の提案は、学長が行う。

(協定改廃の決定)

第35条 学長は、常勤理事会の議を経て、協定の改廃を決定する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

第5章 補則

(所管)

第36条 この規程に関する事務の所管は、企画部国際交流課とする。

(改廃)

第37条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学情報メディアセンター（以下「センター」という。）におけるコンピュータ・システム、Language Laboratory及び関連設備等（以下「コンピュータ・システム等」）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 センターのコンピュータ・システム等は、原則として札幌大学（以下「本学」という。）における教育・研究及び事務処理に資することを目的とする。

(利用資格)

第3条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の専任教育職員、専任事務職員及び名誉教授
- (2) 本学の学生（大学院生、委託学生、研究生、科目等履修生、交換留学生を含む）
- (3) 本学非常勤講師及び臨時職員（客員研究員、客員教授を含む）
- (4) その他、学長が認めた者

(利用許可)

第4条 前条第1号から第2号に掲げる者は、学生証又は身分証明書をもって利用を許可する。

2 前条第3号から第4号に掲げる者は、所定の手続き（ユーザID／パスワードの手続き等）を経て、利用許可を受けなければならない。

(利用の有効期限)

第5条 利用の有効期限は、本学在籍又は在職期間とする。ただし、利用資格を取り消された者、又は停止された者の有効期限はこの限りではない。

2 本学専任教育職員及び専任事務職員の退職者等は、所定の手続きにより有効期限を一定期間延長することができるものとする。

(運用)

第6条 センターの利用は、原則として次に掲げる日を除いた日とする。

- (1) 土曜日、休日、祭日、本学開学記念日、年末年始休業及び専任事務職員の研修休暇期間
- (2) 年度末の一定期間
- (3) 定期保守日

2 前項に定める他、システムの障害等、学長が特に必要と認めた場合は、臨時に当該システムの利用を停止又は、利用時間を変更することができる。

3 センターの利用時間は、授業時間内とする。

4 前項で規定する運用時間外での利用については、別に定める。

(経費の負担)

第7条 センターの利用において、学長が特に必要と認めるときは、その経費を負担させることができる。

(不正行為の禁止)

第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用者番号等を他の目的に利用し、又は第三者に利用させること。
- (2) センター所有のソフトウェア（プログラム、データ等）を無断で複製又は改編・消去すること。
- (3) センターの機器に無断で他の機器等を接続すること。
- (4) センター規程、内規等に違反し、センター及び他の利用者に迷惑又は損害を与えること。
- (5) その他、コンピュータ・システム等の維持に支障を与える一切の行為

(弁償責任)

第9条 前条各号の規定に違反し、センターに損害を与えた場合、利用者は弁償の責を負う。

(利用承認の取消し等)

第10条 本規程に違反した者又はセンターの正常な運営を妨げた者には、学長はセンターの利用を制限又は禁止することができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(所管)

第12条 この規程に関する事務の所管は、総務部施設・情報システム課とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。